

熊本市第8次総合計画 (案)

令和6年(2024 年)3月

目次

総合計画の構成.....	3
基本構想	4
I 策定の趣旨	5
II めざすまちの姿	6
III まちづくりの基本理念.....	7
基本計画	8
I 計画の前提.....	9
1 計画の意義と役割.....	9
2 計画の期間と対象.....	9
3 本市の現状.....	10
II 都市整備の方針	14
1 都市整備の方針における基本的視点.....	14
2 都市空間の構成方針.....	14
3 都市の形成方針	16
III 時代を捉える横断的な視点.....	18
1 SDGsの推進.....	18
2 デジタル化、DXの推進.....	18
3 市域を越えた広域的な連携の強化.....	19
IV 人口減少への対応.....	20
1 熊本市の人口の推移と将来推計	20
2 対策の方向性.....	27
V ビジョン.....	29
ビジョン 1 こどもが輝き、若者が希望を抱くまち	30
ビジョン 2 市民に愛され、世界に選ばれる、持続的な発展を実現するまち.....	38
ビジョン 3 市民生活を守る強くしなやかなまち	47
ビジョン 4 だれもが自分らしくいきいきと生活できるまち	55
ビジョン 5 豊かな環境を未来につなぐまち.....	61
ビジョン 6 すべての市民がより良い暮らしを営むまち.....	68
ビジョン 7 安全で良好な都市基盤が整備されたまち	75
ビジョン 8 市民に信頼される市役所	83
VI 区における自主自立のまちづくり	88

総合計画の構成

総合計画は、基本構想並びにその実現のための基本計画及び実施計画をまとめたものであり、総合的かつ計画的な市政を推進するために策定することとしています。（熊本市自治基本条例第 13 条）

- **基本構想**

本市のめざすまちの姿を明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の大綱を示すもの

- **基本計画**

基本構想を実現するために、必要な諸施策を体系的に明らかにしたもの

- **アクションプラン（実施計画）**

当該年度の重点的な取組と基本計画に掲げた施策を年度別に具体化し、どのように実施していくかを明らかにしたもの

※ アクションプラン（実施計画）は、本冊子とは別に、令和 6 年度（2024 年度）以降、毎年度策定します。

◎本計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条における地方版総合戦略と基本的な考え方や方向性が合致することから、国及び県の総合戦略を勘案し、「第 2 期熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略」を継承する、本市における地方版総合戦略として位置付けます。

基本構想

I 策定の趣旨

本市は、令和2年国勢調査において、調査開始以来初の人口減少の局面を迎えました。

今後、少子・高齢化、人口減少がもたらす労働力不足や社会保障費の増大、税収の減少の可能性など、厳しい状況に向き合っていかなければなりません。

また、相次ぐ自然災害への対応、急速に進展するデジタル社会への対応、多様性と包摂性のある社会の実現なども重要な課題です。

さらに、世界に目を向けても、気候変動や食糧危機、国際紛争などの課題に直面しており、原油高や物価高騰などの形で私たちの生活にも影響を与えています。

このような社会構造の変化や目まぐるしい時代潮流の中においても、本市が様々な課題を解決しながら、だれもが明るい未来を展望し、希望を抱くことができるまちづくりを行うため、本計画を策定します。

II めざすまちの姿

上質な生活都市

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれ、災害に強くだれもが安心して暮らせるまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」を、私たちは目指します。

Ⅲ まちづくりの基本理念

まちづくりの原点は、「地域」、そして、そこに暮らす「市民」です。

個人の権利や自由が尊重される一方で、人と人とのつながりが希薄になりやすい時代と言われていますが、本市においては、甚大な被害をもたらした平成 28 年(2016 年)熊本地震(以下、「熊本地震」という。)の混乱の中においても、行政をけん引する形で市民が自然発生的に活動し、地域やコミュニティで連携しながら、困難を乗り越えてきました。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、心豊かな生活には、人と人、地域やコミュニティとのつながりが不可欠であることを再認識する契機ともなりました。

本市を取り巻く情勢は目まぐるしく移り変わり、様々な課題がありますが、私たちはこれらを克服しながら「上質な生活都市」を実現し、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのために、「市民」と「地域」、そして「行政」が、それぞれが果たすべき責任や役割を担いつつ、互いに支え合う成熟した地域社会を基盤としたまちづくりに取り組んでいきます。

基本計画

I 計画の前提

1 計画の意義と役割

この基本計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿「上質な生活都市」を実現するための具体的な取組を体系化し、その取組を計画的に進めていくためのものです。

2 計画の期間と対象

(1) 計画期間

令和 13 年度（2031 年度）を目標年次とし、中間年にあたる令和 9 年度（2027 年度）に見直しを行います。

(2) 対象区域

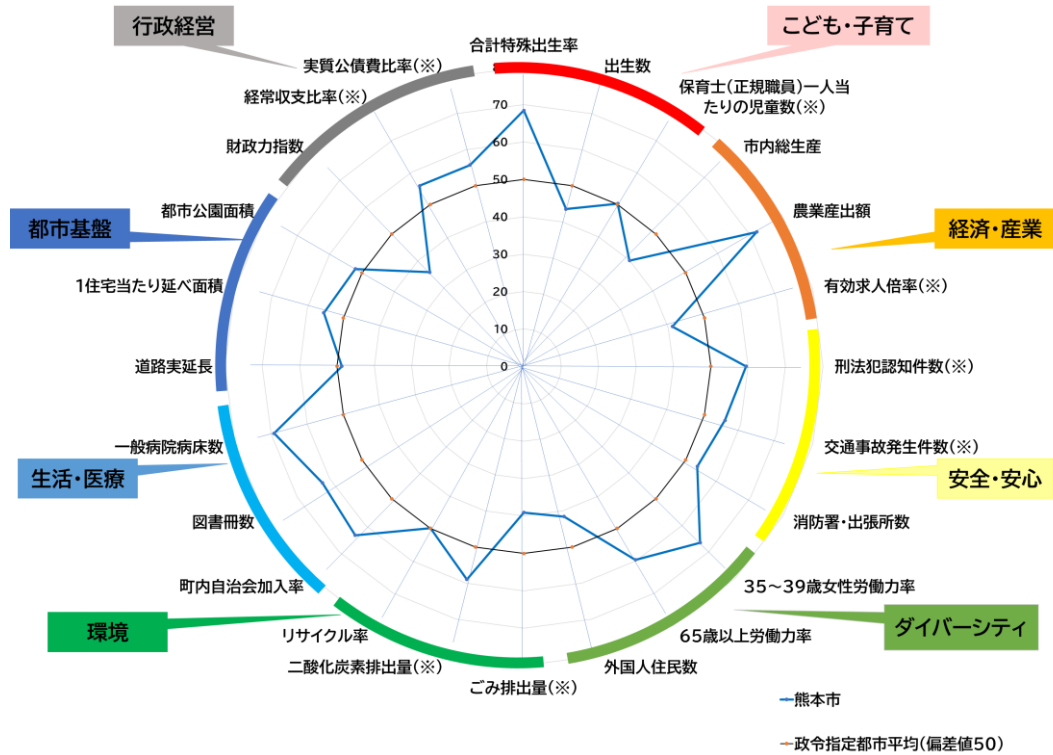
現行（令和 6 年（2024 年）4 月 1 日現在）の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図ります。

(3) 実施主体

市が主な実施主体となるほか、市民（地域団体、民間事業者、NPO 等を含む。）と行政が相互に連携しながら実施していきます。

3 本市の現状

【レーダーチャートで見る本市の現状（政令指定都市比較）】



※ 値が「少ない」「低い」方が良好な状態を示す指標は、平均よりも良好な状態であれば偏差値 50 以上になるよう設定している。

【レーダーチャートで示したデータ一覧】

	指標1	指標2	指標3
子ども・子育て	合計特殊出生率	出生数	保育士(正規職員)一人当たりの児童数
経済・産業	市内総生産(人口一人当たり)	農業産出額(人口一人当たり)	労働者(パートタイムを含む)の有効求人倍率
安全・安心	刑法犯認知件数(人口千人当たり)	交通事故発生件数(人口10万人当たり)	消防署・出張所数(人口10万人当たり)
ダイバーシティ	35～39歳女性労働力率	65歳以上労働力率	外国人住民数
環境	ごみ排出量(一世帯当たり)	二酸化炭素排出量(人口一人当たり)	リサイクル率
生活・医療	町内自治会加入率	図書冊数(人口一人当たり)	一般病院病床数(人口10万人当たり)
都市基盤	道路実延長(市域面積1km ² 当たり)	1住宅当たり延べ面積	都市公園面積(人口一人当たり)
行政経営	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率

(注1)指標を偏差値化し、並列して比較可能な状態にした。

(注2)レーダーチャート内では、見やすさ・分かりやすさの観点から、データの表現を一部要約・省略した。

(1) こども・子育て

合計特殊出生率が政令指定都市平均を上回っているものの、出生数や 20～30 歳代の女性の割合は低く、今後一層の少子化が進行することが見込まれます。

また、本市内の民間の医療機関では、事実上の内密出産が行われており、これに連動した国における法整備とともに、予期せぬ妊娠で生まれてくるこどもや母親のいのちと権利を守るための対応が求められています。

さらに、待機児童数は「ゼロ」の状況が続いているものの、保留児童数は令和 5 年（2023 年）4 月 1 日時点で 385 人となっているほか、保育士（正規職員）一人当たりの児童数は政令指定都市の平均程度であるなど、子育て・教育環境の更なる充実が必要です。

(2) 経済・産業

農業産出額が政令指定都市で上位にあり、本市産業の特徴となっています。

一方で、本市の産業構成上、製造業の割合が低いことに起因し、製造品出荷額が低く、人口一人当たりの市内総生産が政令指定都市平均を下回っていますが、最近では世界最大の半導体企業の進出をきっかけとして関連産業の集積が進むなど、地域経済発展の好機が到来しています。

また、市内にはイノベーションの担い手となる高等教育機関やスタートアップ等が集積するなど、更なる発展に向けたポテンシャルを有しています。

しかし、有効求人倍率は政令指定都市の中でも高く、人手不足が深刻化していることから、このような好機をいかすためにも、人手不足解消に向けた取組が必要です。

(3) 安全・安心

人口千人当たりの刑法犯認知件数や人口 10 万人当たりの交通事故の発生件数が政令指定都市平均より低く抑えられているとともに、人口 10 万人当たりの消防署・出張所の数は政令指定都市平均を上回るなど、市民が安全で安心して暮らせる環境が整っています。

また、熊本地震により甚大な被害を受けた本市では、その教訓をいかし、各校区に地域と連携した校区防災連絡会を設置するとともに、インフラの耐震化

や多重化、福祉避難所の拡充など、ソフト・ハード両面から市民・地域・行政の災害対応力の強化に取り組んでいます。

(4) ダイバーシティ¹

35～39歳の女性労働力率、65歳以上の労働力率が九州の政令指定都市の中ではいずれも最も高くなっており、職業生活における女性や高齢者の活躍が進んでいる都市と言えます。

また、外国人住民数は、政令指定都市の中では少ない状況にありますが、半導体関連産業の集積等に伴い、今後、増えていくことが見込まれており、市民の多文化共生への理解向上と外国人住民の生活全般に関する支援が必要です。

(5) 環境

二酸化炭素の排出量が政令指定都市の中でも低くなっています。

一方で、一世帯当たりのごみ排出量は政令指定都市の中でも多く、リサイクル率も政令指定都市平均程度であり、引き続きごみの発生抑制、資源循環に取り組む必要があります。

また、清らかな地下水や豊かな緑といった自然環境に恵まれた都市であり、特に良質な地下水の保全に向けた取組については、国連”生命の水”最優秀賞を受賞するなど、国際的にも高い評価を得ています。

(6) 生活・医療

町内自治会加入率が政令指定都市の中で上位にあるなど、地域コミュニティ活動が活発な都市であり、熊本地震においては、住民同士の助け合いによる共助の力が発揮され、困難を乗り越えてきました。

また、熊本城をはじめとした歴史的価値の高い文化財や多様な文化芸術が息づく、歴史と文化にあふれたまちであり、人口一人当たりの図書館の図書冊数も政令指定都市平均を上回るなど、市民の生涯学習や文化的素養を育む環境が充実しています。

さらに、人口10万人当たりの一般病院の病床数が政令指定都市平均を上回

¹ ダイバーシティとは、「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

るなど、医療環境が充実した都市でもあります。

(7) 都市基盤

住宅一戸当たりの面積が政令指定都市の中で上位にあり、人口一人当たりの公園面積も政令指定都市平均を上回るなど良好な生活環境に恵まれています。

また、本市は九州の中央に位置する地理的優位性を有し、高速道路や九州新幹線などの広域交通ネットワークの要衝となっている一方で、交通渋滞が恒常化しており、市域面積 1 km²当たりの道路実延長は政令指定都市平均を下回っている状況です。

(8) 行政経営

大規模な事業所が少ないことや地価が安いことなどから、固定資産税等の市税収入が他の政令指定都市と比べて少ないことが背景となり、財政力指数²は政令指定都市平均を下回っています。

一方で、財政構造の弾力性を示す経常収支比率³や借入金の返済額の大きさを示す実質公債費比率⁴は、政令指定都市平均より良好な水準であり、財政運営そのものは健全な状態を維持しています。

(出典一覧)

- ・大都市比較統計年表/令和 3 年
- ・令和元年度（2019 年度）市町村民経済計算（熊本県）
- ・県民経済計算（平成 23 年度 - 令和元年度）（内閣府）
- ・令和 3 年市町村別農業産出額（推計）（農林水産省）
- ・令和 2 年国勢調査
- ・部門別 CO2 排出量の現況推計（令和 2 年度）（環境省）
- ・一般廃棄物処理実態調査結果（令和 3 年度）（環境省）
- ・指定都市地域振興主管者連絡会議資料（令和 5 年度）

² 財政力指数とは、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 ヶ年平均のこと。地方公共団体の財政力を示す指数であり、指数が高いほど財源に余裕があるとされる。

³ 経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費などの経常的に支出される経費に充当された一般財源が、地方税、地方交付税などの経常的な一般財源、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合のこと。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

⁴ 実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）及びこれに準じる額の大きさを、その地方公共団体の財政規模を基本とした額に対する割合で表したもの。比率が高いほど財政の弾力性が低下するものとされる。

Ⅱ 都市整備の方針

「上質な生活都市」を効果的に実現していくため、市民の暮らしや産業・経済活動を支える都市基盤、合理的な土地利用、将来にわたって持続的に本市が発展していくための都市構造のあり方などを示すものです。

1 都市整備の方針における基本的視点

今後の都市づくりにおいては、持続可能な都市構造への転換が必要であり、そのためには、市民が医療・商業等の日常生活サービスを身近な場所で円滑に享受できるようにすること、だれもが安心して移動できる持続可能な公共交通を確保すること、子育て世代等の若年層にも魅力的なまちにすること、財政面等で効率的な都市経営を可能とすること、低炭素型の都市構造を実現すること、更には災害に強いまちづくりを推進することなどが求められています。

このため、本市では、今後の人口減少、超高齢社会の進行を見据え、都市の骨格を形成する中心市街地及び地域拠点に、市民が日常生活を営むうえで欠かせない都市機能等を維持・確保し、これらを利便性の高い公共交通で結んだ、「多核連携都市」を都市構造の将来像として掲げています。

今後、社会経済情勢の変化に対応しながら、地域拠点の特性を踏まえた拠点性の維持・拡充はもとより、近年頻発化・激甚化する自然災害に備えた都市づくりを進め、持続可能でだれもが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向け取り組みます。

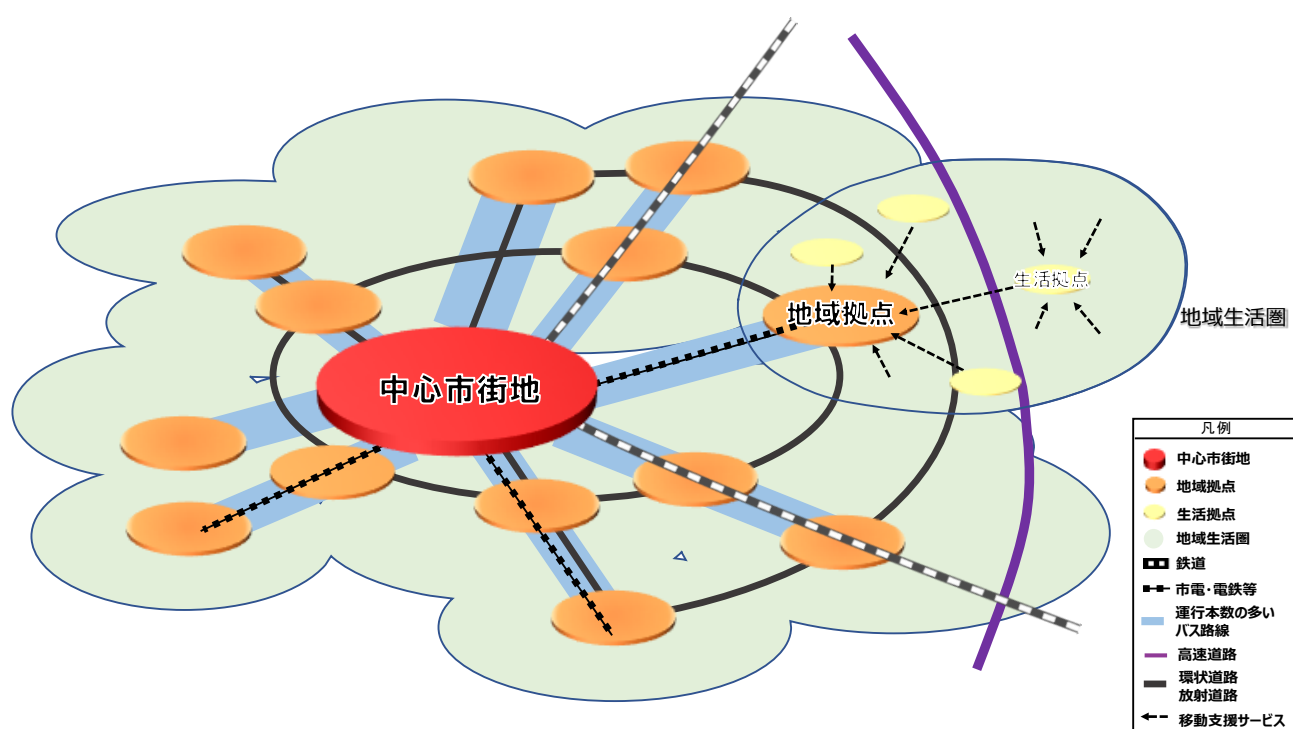
2 都市空間の構成方針

広域交流拠点都市として、また、将来においても人々が快適で暮らしやすい都市の実現のため、高次の都市機能が集積する中心市街地を市域及び都市圏全体の拠点とし、周辺では行政・商業等地域の日常生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点で構成する複数の地域生活圏の形成を図ります。

そして、中心市街地と地域拠点は、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれるとともに、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれ、地域生活圏が相互に連携した「多核連携型の都市空間」の構成を目指します。

また、中心市街地及び地域拠点とを都市機能誘導区域に設定し、日常生活サービス機能を維持・確保します。さらに、都市機能誘導区域や利便性の高い公共交通軸沿線を居住誘導区域に設定し、将来にわたり一定の人口密度を維持します。これにより、日常生活サービス機能や公共交通が将来にわたり維持され、郊外部を含めた地域生活圏全体の居住者の暮らしやすさを確保します。

【全体イメージ図】



3 都市の形成方針

- (1) 歴史・文化、豊かな自然や農業・漁業生産環境などと市街地や幹線道路網などの機能性の高い都市空間が調和した、均整のとれた都市形成を図ります。
- (2) 中心市街地においては、九州中央の交流拠点都市として、本市及び熊本都市圏の社会経済活動の発展をけん引する役割を果たすため、これまでに整備した都市基盤を最大限に活用するとともに、熊本都市圏全体の魅力や都市活力の向上を図るための高次都市機能などを維持・集積します。

さらに、歩行空間の確保や都市景観の向上などにより、だれもが安心して訪れ、回遊することができる居心地の良い人中心の公共空間を整備し、「昼も夜も歩いて楽しめる魅力的な都市空間」を創出します。

また、地域生活圏の核となる地域拠点において、商業、金融、医療といった都市機能の維持・確保を図るとともに、地域住民と連携して地域が有する資源や特性をいかしたまちづくりに取り組みます。

- (3) 中心市街地と地域拠点を結ぶ鉄軌道や主要なバス路線等の基幹公共交通軸⁵について、機能の向上や結節の強化を図ります。また、市域及び都市圏の骨格となる2環状11放射道路網⁶と、それらを連絡する都市内道路網、さらに「10分・20分構想」⁷等の新たな広域道路ネットワークの形成を推進することにより、体系的な交通軸を確立し、円滑な都市活動と快適な都市生活の実現を目指します。
- (4) 学校や公園、道路などの公共施設における樹木の適正な管理を推進し、市街地を取り巻く豊かな山々においては森林の健全な整備を図るほか、中心市街地や地域拠点をはじめとした市街地における緑の創出に努め、

⁵ 基幹公共交通軸とは、公共交通ネットワークの骨格を担う、中心市街地と15箇所の地域拠点を結ぶ8方面の公共交通軸。鉄軌道と幹線バスで構成するもの。

⁶ 2環状11放射道路網とは、熊本都市圏内外の広域的な交流の促進や中心市街地と周辺市町村間の放射型の交通需要に対応するため形成が必要とされる走行性の高い骨格幹線道路網のこと。

⁷ 「10分・20分構想」とは、令和3年（2021年）6月、熊本県とともに策定した熊本県新広域道路交通計画に掲げた熊本市中心部から高速道路インターチェンジまでを約10分、熊本空港までを約20分で結ぶ構想であり、熊本都市圏北連絡道路、熊本都市圏南連絡道路、熊本空港連絡道路の3つの新たな高規格道路で構成される。

豊かな水と緑、歴史文化に彩られた「森の都くまもと」の復活と定着を目指します。

将来の都市づくりの姿《将来構成図》



※ 当該図は本市の全体を大まかに示した概念図であり、道路等の位置を正確に示すものではない。

Ⅲ 時代を捉える横断的な視点

目まぐるしく変化する社会経済情勢を踏まえながら、多様化する課題や市民ニーズに対応していくために、分野横断的な視点で取り組みます。

1 SDGsの推進

持続可能な開発目標（SDG s : Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことを理念に掲げた、すべての国々が 2030 年までの間に達成すべき 17 のゴールからなる開発目標です。

本市は、令和元年度（2019 年度）に「SDG s 未来都市」⁸に選定されました。これを契機として、環境面・経済面・社会面における様々な地域課題の統合的な解決はもとより、国際社会の一員としてのグローバルな視点を持ちながら、あらゆる施策において SDG s の理念を踏まえて取り組んでいく必要があります。

2 デジタル化、DXの推進

少子・高齢化、人口減少に伴う社会経済情勢の変化に加え、市民の価値観やライフスタイル・ワークスタイルの変容などにより、市民ニーズや地域課題はますます複雑化、多様化する一方、情報通信技術（ICT⁹）や人工知能（AI）をはじめとするデジタル技術は急速に進展・普及しており、流通するデータも多種多様かつ膨大なものとなっています。

このような中、だれもが快適で安心して暮らせるまちを実現するためには、デジタル技術やデータを市民目線に立ちながら効果的に活用し、行政サービスの利便性と質の向上や、交通、防災や防犯、健康や福祉、インフラの維持管理などをはじめとする地域課題の解決につなげることが重要です。

そして、こうした取組を円滑かつ効果的に進めるためには、行政や地域のデジ

⁸ 「SDG s 未来都市」とは、内閣府が選定した、地方創生 SDG s の達成に向け優れた SDGs の取組を提案する地方自治体のこと。

⁹ ICT とは、Information and Communication Technology の略。コンピュータやインターネットといった情報技術（IT : Information Technology）を活用し、人と人、人とモノが通信する応用技術のこと。

タル・トランスフォーメーション（DX）を担う人材を育成するとともに、デジタルデバイドの解消や利用者中心のサービスデザインが求められています。

3 市域を越えた広域的な連携の強化

自然災害の激甚化、地球規模での気候変動、人口減少の進行及び人口構造の変化、労働力の減少、更新時期の到来したインフラの増加などの様々な社会課題に対応し、住民の生活の質を確保し続けるためには、広域的な連携の強化がますます重要となります。

くわえて、半導体企業の進出を契機とした関連産業の集積や、コロナ禍を経て急速に回復しつつある旅行需要の取り込み、経済発展と快適な生活を支える交通ネットワークの整備においても、都市圏を構成する自治体と相互に補完連携することで、より大きな効果を得ることが期待できます。

そこで、本市は、九州中央に位置する広域交通の要衝という利点をいかしながら、政令指定都市及び熊本連携中枢都市圏の連携中枢都市としての役割を果たすとともに、他の市町村との連携を更に強化し、住民の生活の質の向上や圏域全体の経済発展に努めます。

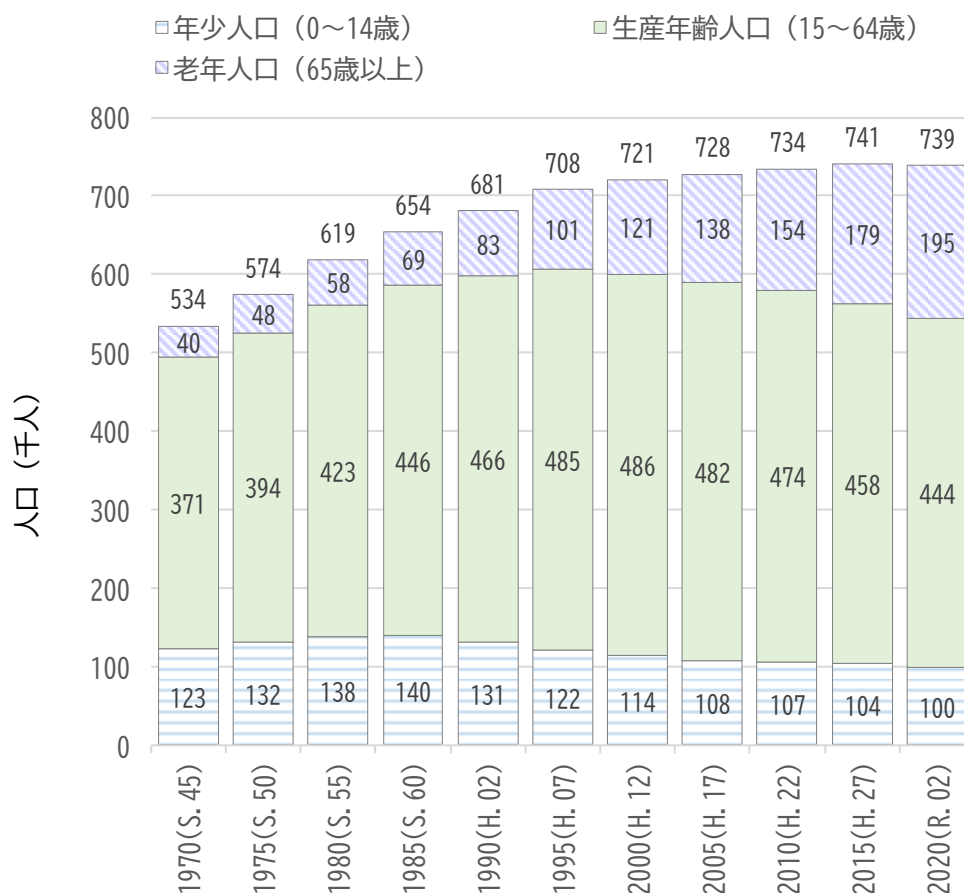
IV 人口減少への対応

全国的な傾向と同様、本市においても人口減少が進行しており、これに伴う人口構造の変化による様々な経済的・社会的影響が想定されています。このため、人口減少への対応を本市における最重要課題として位置付け、多方面から様々な対策を講じていきます。

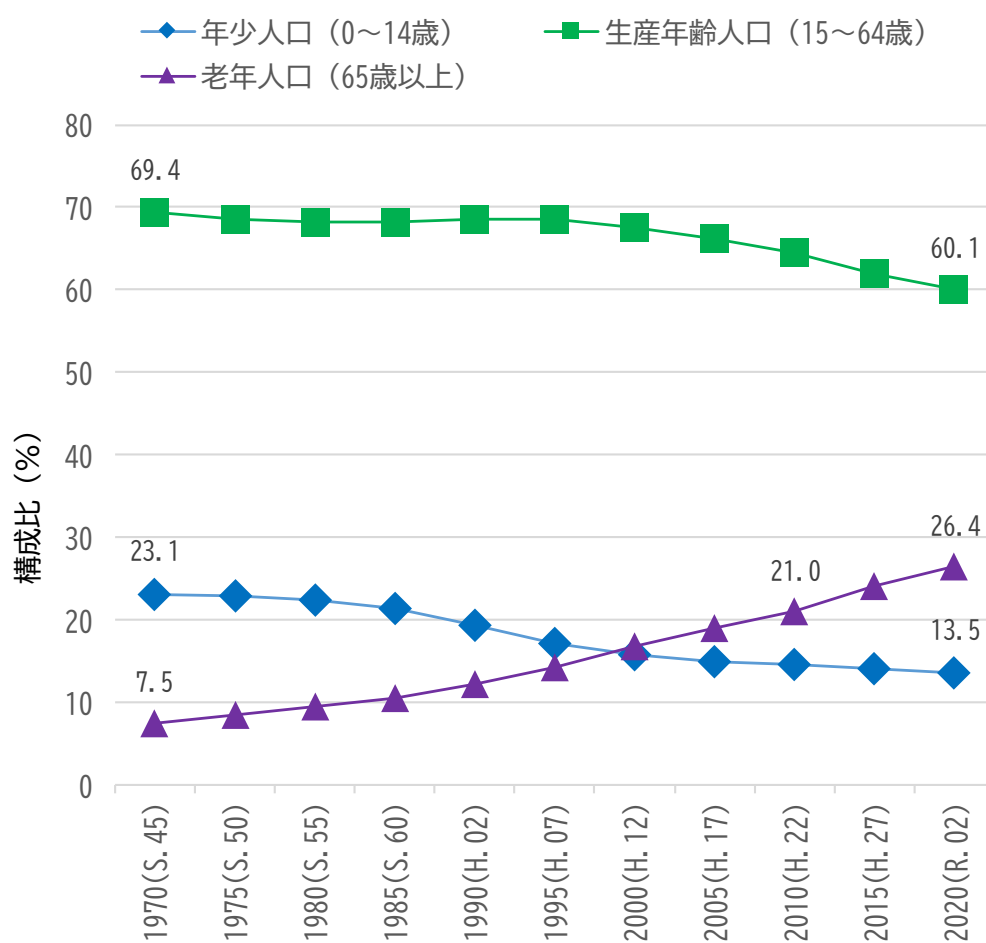
1 熊本市の人口の推移と将来推計

本市の総人口は、令和2年国勢調査において、戦後初めての減少となりました。年代別では、年少人口は1985年頃から、生産年齢人口は2000年頃から減少が続いています。一方で、老年人口は増加傾向が継続しており、令和2年（2020年）には、総人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

【年齢3区分別人口（合併組替人口）】

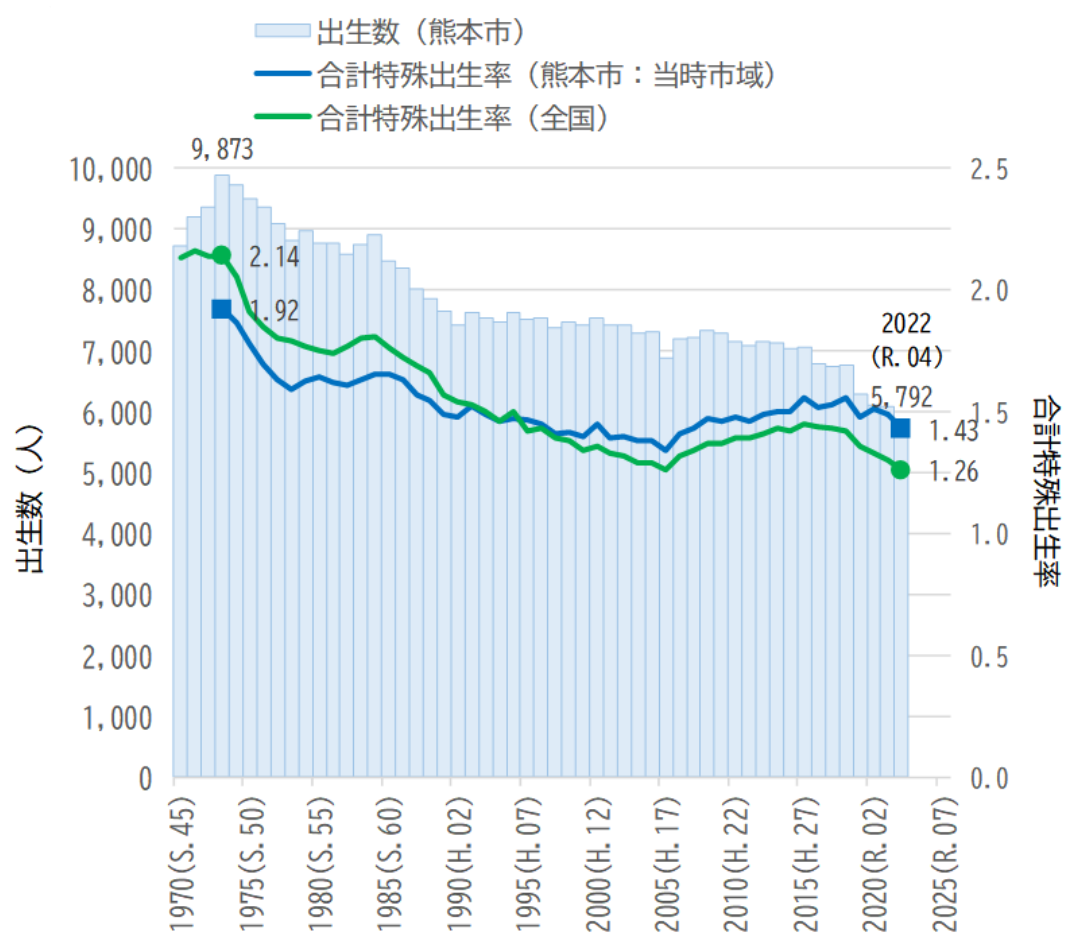


【年齡 3 區分別人口構成比（合併組替人口）】

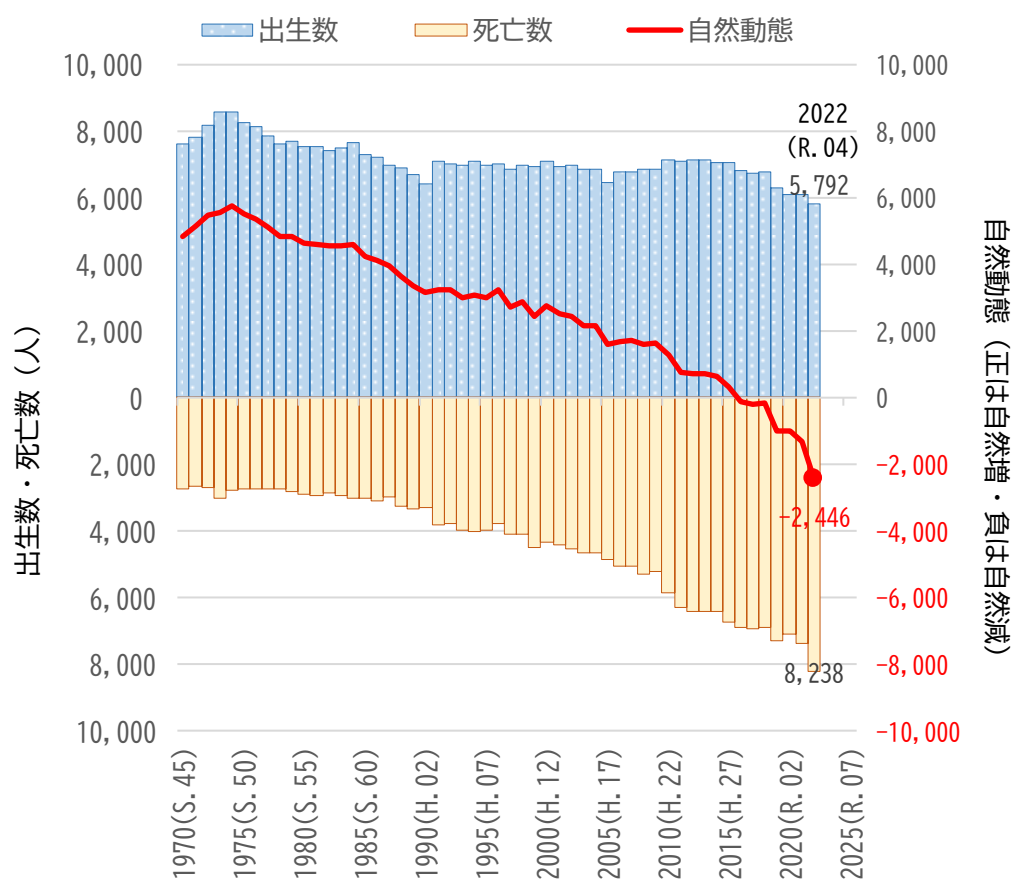


死亡数と出生数の差による自然動態は、平成 28 年（2016 年）以降、死亡超過（自然減）の状況です。これは、老年人口の増加に伴い死亡数の増加傾向が続いている一方で、出生数は、合計特殊出生率が全国値より高い 1.5 前後で推移しているものの、第二次ベビーブーム(1970 年頃)をピークとして減少傾向が継続していることに起因しています。

【出生数（合併組替人口）と合計特殊出生率】

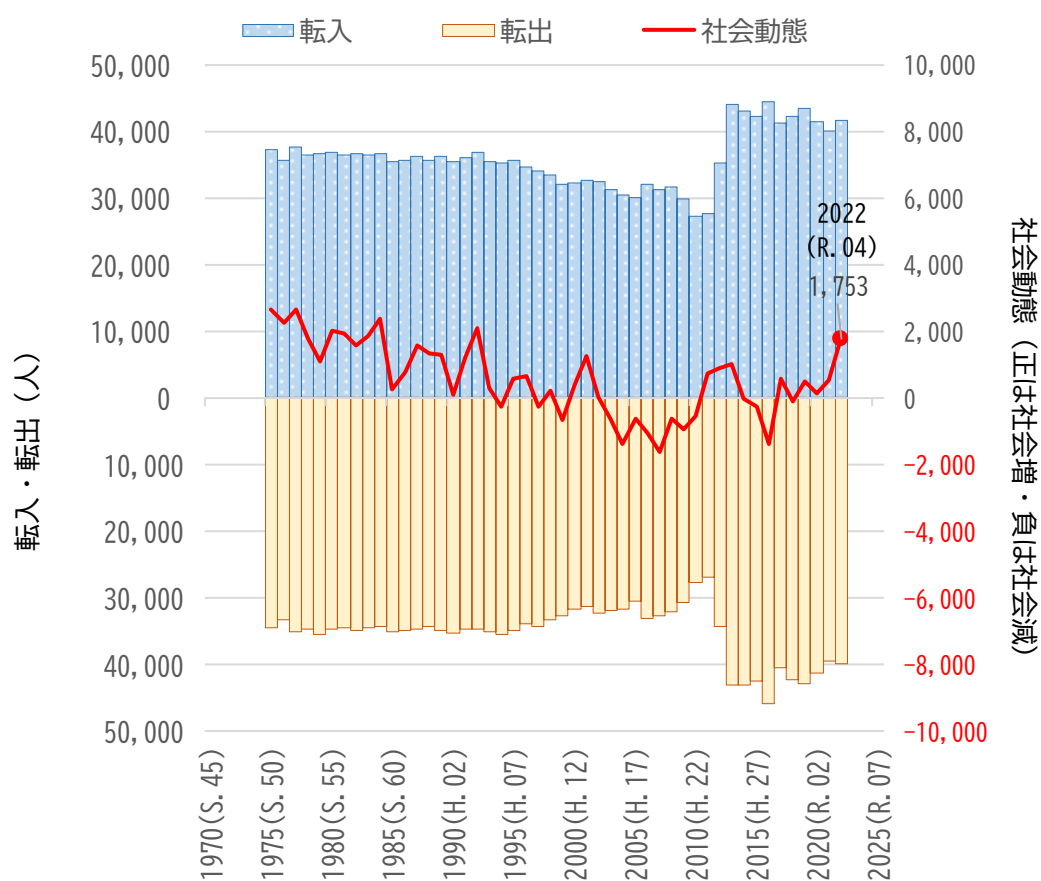


【出生数・死亡数と自然動態（当時市域）】

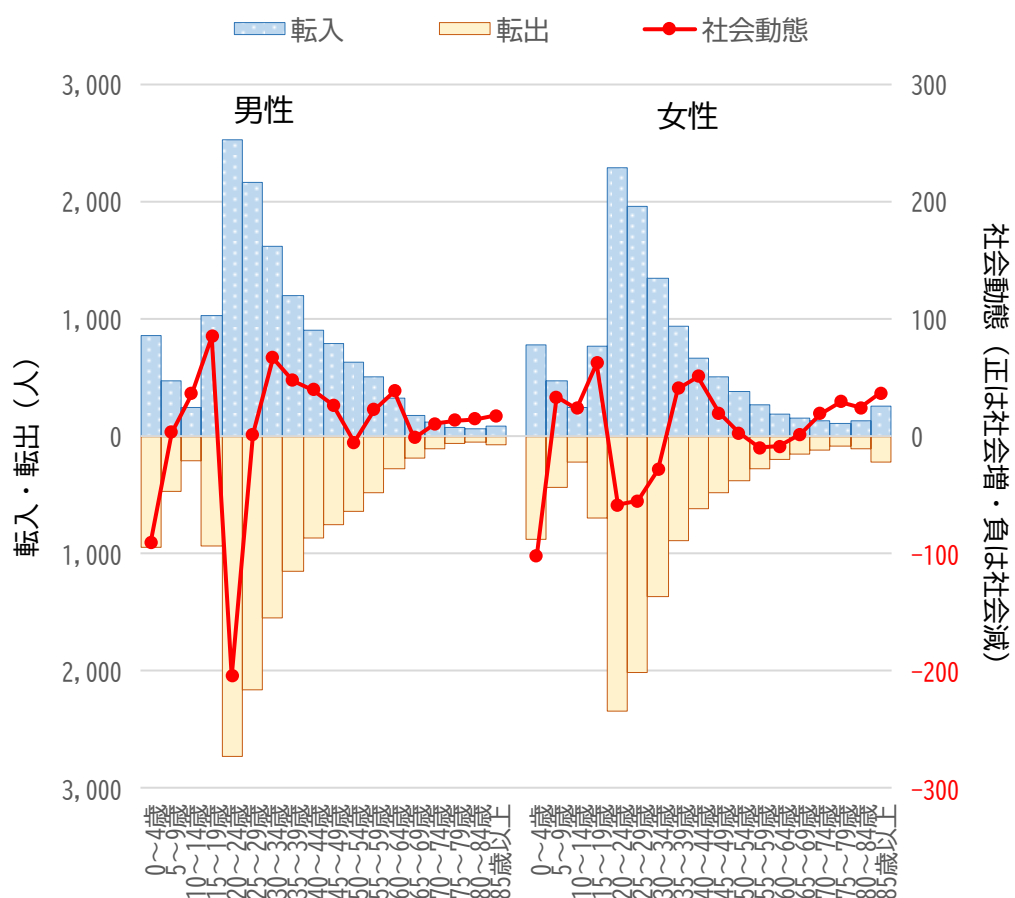


転出数と転入数の差による社会動態については、熊本地震のあった平成 28 年（2016 年）は転出超過となっていますが、直近では転入超過の状況です。年代別で見ると、男性は 20～24 歳において転出超過が顕著となっており、女性は 20～34 歳において転出超過となる傾向がみられます。

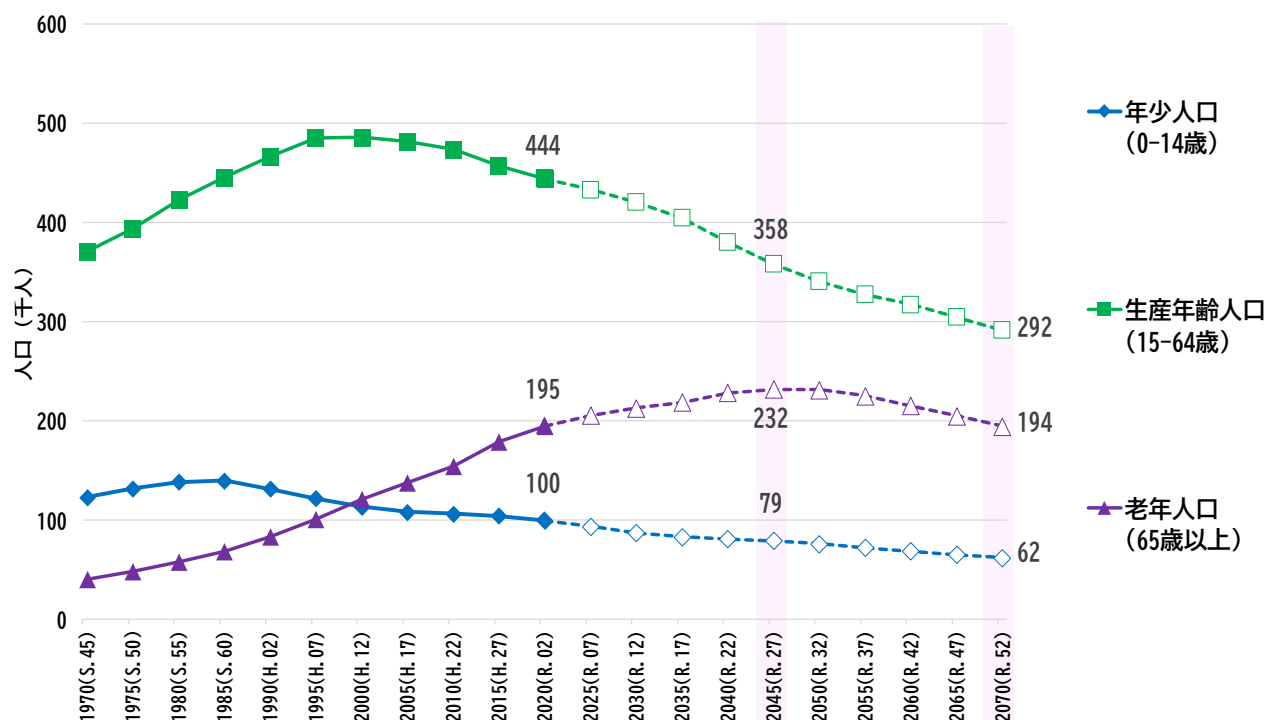
【転入・転出と社会動態（当時市域）】



【男女別年代別転入転出状況】



こうした本市の状況を踏まえ、令和2年国勢調査を初期値とし、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）による「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」の仮定値により将来推計を行った結果、総人口、年少人口及び生産年齢人口の減少に歯止めがかからず、老年人口は2045年頃まで増加を続け、その後横ばいで推移し、高齢化率も36.1%まで増加して、その後高止まりとなる見込みです。



2 対策の方向性

本市の人口の現状分析と人口の将来展望を取りまとめた「熊本市人口ビジョン」（令和 6 年（2024 年）3 月改訂）を踏まえ、下記の 2 つの視点を基本方針とした総合的な対策を講じていきます。

（1）人口減少の抑制

人口減少の抑制には、本市の令和 4 年（2022 年）時点での合計特殊出生率である 1.43 を維持・回復させていくため、若者の結婚・出産・子育てに関する希望を叶えるための支援や環境整備などに取り組み、人口の自然減の抑制を図ります。

また、こども・子育て支援の充実や住みやすいまちづくりなどにより、住み続けたい人を増やすとともに、雇用機会の創出や人材還流の推進などにより、移り住みたい人を増やすための施策を展開することで、人口の社会増に向けた対策を行います。

（2）人口減少への適応

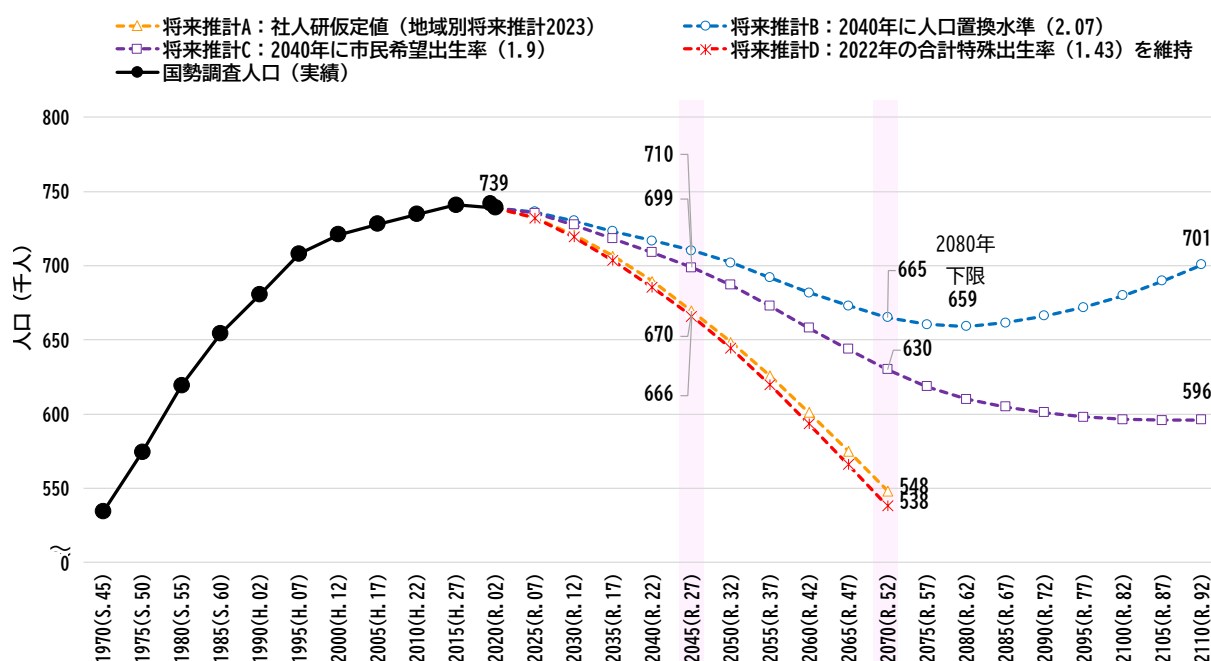
少子・超高齢社会という人口構造においては、現在の合計特殊出生率や転入超過を維持・向上させたとしても、一定期間の人口減少は避けられないことから、人口減少の抑制に加え、人口減少に適応し、生活の質を維持するための施策も必要となります。

具体的には、コンパクトで持続可能な都市づくり（多核連携都市）、既存施設の長寿命化・施設の統廃合等による総コストの抑制、広域連携による都市機能の補完、健康寿命の延伸、女性や高齢者など多様な主体の社会参画の推進、あらゆる分野での DX 推進などに取り組みます。

本市の人口の将来推計

本市において、人口減少克服に向けた様々な取組を行うことで、合計特殊出生率等の数値が下記4つのパターンで実現すると仮定して、人口の将来推計を行いました。合計特殊出生率が上昇することで、人口減少は抑制されるものの、いずれの推計においても、総人口、年少人口、生産年齢人口の減少は当面継続する見込みです。一方で、老年人口は2045年頃まで増加を続け、その後横ばいで推移し、高齢化率も最大で36.4%まで増加して、その後高止まりとなる見込みです。

本市における希望出生率は1.9であり(令和4年度市民アンケート調査より)、2040年頃にこれを実現できた場合(将来推計C)は、社人研の地域別将来推計の仮定値を用いた場合(将来推計A)と比較して、2045年時点で約2万人の人口減少を、2070年時点で約8万2千人の人口減少を抑制できる見込みです。一方で、人口の規模及び構成を安定させるためには、将来のどこかの時点で出生率が人口置換水準(2.07)まで増加することが必要です。仮に2040年頃にこれを実現できた場合(将来推計B)、2050年までは70万人を維持し、2080年頃に人口減少に歯止めがかかり、その後はほぼ横ばいとなる見込みです。



V ビジョン

めざすまちの姿を実現するために必要な取組を分野横断的な「ビジョン」として体系化しました。

ビジョン 1

こどもが輝き、若者が希望を抱くまち



◆ビジョン1 がめざす姿と取組の方向性

こどもの笑顔があふれ、若者をはじめとした多様な人々が希望を抱いて暮らすことができるまちを目指し、結婚、妊娠、出産などの希望を叶えるための支援とともに、こども基本法の理念にのっとり、こどものいのちと権利を守り、こどもの健やかな成長と安心してこどもを産み・育てることができる環境の整備を進めます。

また、すべてのこどもの最善の利益を確保するため、困難な状況にあるこどもや子育て家庭を支援する取組を進めるとともに、こどもを主体とした教育を推進します。

さらに、次世代を担うこどもや若者はもとより、女性や高齢者、障がいのある人、外国人などの多様な人材が活躍できる環境の整備を進め、人材の定着と移住の促進を図ります。

背景と課題

本市では、全国的な傾向と同様に、結婚・出産に対する価値観の変化、経済的負担、子育て環境、雇用への不安などを背景として、未婚化、晩婚化など複雑化した要因により、少子化が進行しています。

このような状況への対応として、結婚の希望を叶えるための支援のほか、子育て世帯の経済的負担の軽減、仕事と子育ての両立支援など、安心して出産・子育てができる環境の整備を進める必要があります。

また、児童虐待や権利侵害、貧困、ヤングケアラー¹⁰などといったこどもを取り巻く事案が深刻化、複雑化してきており、様々な事情により家庭での養育が困難なこどもの社会的養護の充実など、こどもの最善の利益を確保する取組を進めなければなりません。

さらに、急速な勢いで変化する社会において、こどもたちが健やかに成長していくために、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを進めるほか、共生社会の形成に向けて共に学ぶ教育の推進など、こども一人ひとりを尊重した教育が求められています。

¹⁰ ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

くわえて、本市では、若い世代を中心とした大都市圏への人口流出や雇用のミスマッチ、半導体関連企業の進出の影響等により、これまで以上に深刻な人手不足が懸念されることから、その担い手となる人材の地元定着と移住の促進や女性、高齢者、障がいのある人、外国人など多様な人材が活躍できる環境の整備を進める必要があります。

関連する出来事

- 「こども基本法」の制定(令和4年(2022年)6月)
- 「こども家庭庁」の発足(令和5年(2023年)4月)
- 「第4期教育振興基本計画」の閣議決定(令和5年(2023年)6月)

ビジョンを実現するための施策

施策1-1	すべてのこどもの健やかな成長と家庭の幸せへの支援
施策1-2	困難な状況にあるこどもや子育て家庭への支援
施策1-3	こどもを主体とした教育の推進
施策1-4	まちを支える人材の確保・育成

関連するビジョン

- このビジョンの実現においては、地域経済の振興や人権尊重、男女共同参画の取組、地域との連携なども不可欠です。

(関連するビジョン)

ビジョン2 市民に愛され、世界に選ばれる、持続的な発展を実現するまち

ビジョン4 だれもが自分らしくいきいきと生活できるまち

ビジョン6 すべての市民がより良い暮らしを営むまち

施策 1-1

すべてのこどもの健やかな成長と家庭の 幸せへの支援

すべてのこどもに笑顔があふれ、子育てに夢や希望を持てるまちをつくれます。

基本方針

(1) こどものいのちと権利を守る取組

- 学校・家庭・地域社会など、様々な場面におけるこどもの悩みへの相談を受け、解決を図るとともに、こどもの権利に関する広報・啓発に取り組みます。
 - 妊娠や出産に関する正しい知識の普及啓発をはじめ、いのちを大切にする教育に取り組みます。
 - こどもや子育て当事者などの意見の市政運営への反映を進めます。
-

(2) 希望する結婚や仕事と子育ての両立支援

- 結婚を希望する方の出会いの機会につながる支援を行います。
 - 男女を問わず、子育てと仕事が無理なく両立できる職場環境等の整備を促進します。
-

(3) 妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援

- こどもが欲しいと思う人の願いが叶うよう、妊娠や不妊などの相談・支援を行います。
 - 母子保健相談・指導事業や健康診査等の母子保健対策などを通して、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を進めます。
-

(4) 保育サービスや幼児教育などの充実

- 待機児童の解消や保留児童の問題への対応に向け、保育の量の拡充とともに、その質を支える保育士の確保と処遇の改善を図ります。
 - 保育所等・幼稚園における保育サービスの充実を図ります。
 - 保育所等の適切な運営を推進するため、指導・監査を徹底します。
 - 児童育成クラブにおける運営の充実を図ります。
-

(5) 子育てにおける経済的な負担の軽減

- 児童手当やこども医療費の助成などの経済的支援を行います。
-

(6) 地域主体の子育て支援

- 子育て支援センター等を拠点とした子育て環境の整備や育児相談の充実による子育て世帯の不安解消を図ります。
 - こども食堂への支援、子育て支援ネットワークや地域の子育てサークル・子育て支援団体の活動支援・育成を図り、地域との連携協力を推進します。
-

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
子育てが楽しいと感じる市民の割合	%	79.7	85.0	90.0
こどもの権利が守られていると感じる市民の割合	%	43.6	55.0	70.0
合計特殊出生率	—	1.43 (R4 年度)	1.50	1.55

施策 1-2

困難な状況にあるこどもや子育て家庭への支援

困難な状況にあるこどもや子育て家庭に適切な支援が行き届き、すべてのこどもの最善の利益が確保できるようにします。

基本方針

(1) 社会的な支援の必要性があるこどもや子育て家庭への支援

- 児童虐待の発生予防、早期発見及びこどもや家庭への適切な支援のため、より専門性の高い相談支援体制を構築します。
- 家庭での養育が困難なこどもに対する家庭的な養育環境の整備を図ります。
- 障がい又は障がいの疑いのあるこどもに関する相談、診察、検査、初期の療育などの支援を行います。
- それぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導や支援を行います。
- こどもの孤立化を防止するため、地域や関係機関と連携し、こどもの居場所づくりに取り組みます。

(2) ひとり親家庭に対する自立支援の推進

- ひとり親家庭への子育て・生活支援や就業支援、経済的支援などの充実を図るとともに、関係機関と連携し、ひとり親家庭に対する自立支援を推進します。

(3) こどもの貧困対策の推進

- 学習機会の充実を図り、社会を生き抜く力を育むための支援を行います。
- 生活に困難を抱えるこどもや保護者を必要な支援につなぐため、相談体制を整備するとともに地域や関係機関との連携強化を図ります。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
児童虐待を相談できる人や場所を知っている市民の割合	%	78.3	85.0	90.0
子育ての不安や困難を相談できる人や場所がある市民の割合	%	85.7	88.0	90.0
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学生	80.8	85.0	90.0
	中学生	64.9	70.0	75.0

施策 1-3 こどもを主体とした教育の推進

充実した教育環境のもと、こども一人ひとりを尊重した教育を通して、これからの時代を切り拓くこどもを育てます。

基本方針

(1) 主体的に考え行動する力を育む教育の推進

- こども一人ひとりの学習状況に応じた支援を行い、自ら課題を見出し、解決していく探究型の学びを充実させるとともに、一人ひとりの興味や関心が異なることを前提に、それぞれの意欲・関心を高めることで、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え、行動できる人づくりを進めます。

(2) こども一人ひとりを尊重した教育の推進

- こども一人ひとりの個性や教育的ニーズに合わせた指導・支援の充実とともに、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム¹¹の構築のための特別支援教育の推進に取り組みます。
- こどもの人権を尊重し、こどもと向き合いながら、いじめや不登校の未然防止、体罰・暴言等の不適切な指導の防止に努め、早期発見・早期対応を図るとともに、不登校や特別な支援を必要とするこどもや保護者への支援の充実や、一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図ります。

(3) 最適な教育環境の整備

- 地域の実態に応じた学校運営ができるよう学校・家庭・地域の連携を図るとともに、質の高い教育を維持・発展させるために、教職員の働き方改革や学校のマネジメント体制の強化を進め、優れた人材の確保に取り組みます。
- バリアフリー化やデジタル化に対応した環境整備を進めます。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでい	小学6年生	76.6	80.0	85.0
ると感じる児童生徒の割合	中学3年生	71.8	80.0	85.0

¹¹ インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重などの強化、障がい者が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。また、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みのこと。

学級の友達との間で話し合う活動を通して、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う児童生徒の割合	小学6年生	%	81.8	85.0	90.0
	中学3年生		77.7	80.0	85.0
学校内外の機関等で相談・指導などを受けていない長期欠席児童生徒の割合	小学生	%	40.6 (R4年度)	20.0	0
	中学生		38.0 (R4年度)	20.0	0
正規の勤務時間外の在校等時間が1か月80時間を超える教職員数		人	230 (R4年度)	0	0
学習の中で ICT 機器(タブレット PC・タブレット端末)を活用することが有効だと感じる児童生徒の割合	小学 6 年生	%	96.7	100	100
	中学 3 年生		95.2	100	100

施策 1-4 まちを支える人材の確保・育成

性別、年齢、国籍などにかかわらず、多様な人材がそれぞれの能力をいかすことができる、住んでみたい・住み続けたいまちをつくりま

基本方針

(1) 多様な人材が活躍できる環境・体制の整備

- 女性や高齢者、障がいのある人、外国人、子育て・介護中の人など多様な人材の活躍促進に向けて、多様な働き方を選択できる労働環境の整備の支援及びマッチング支援に取り組みます。
- 高度な技術や知識を持つ人材がその能力をいかし、活躍できるよう、人材のマッチングを進めます。

(2) 人材の定着と移住の促進

- 若い世代をはじめとした人材の地元への定着及び UIJ ターン¹²等の人材確保策の強化に取り組みます。
- 移住希望者等の多様なニーズを踏まえつつ、本市の魅力を発信するとともに、移住促進のための支援施策の充実に取り組みます。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
転入超過数(前年 10 月～当年 9 月)	人	2,967	3,000	3,000
熊本市が住み続けたいまちであると感じる市民の割合	%	76.2	84.0	94.0

¹² UIJ ターンにおける U ターンとは、地方で生まれ育った人が、大都市圏へ進学・就職した後、再び出身地に戻ることを指す。I ターンとは、大都市圏で生まれ育った人が、地方へ移住することを指す。J ターンとは、地方で生まれ育ち、大都市圏へ進学・就職した人が、出身地とは違う地方へ移住することを指す。

ビジョン 2

市民に愛され、世界に選ばれる、持続的な発展を 実現するまち



◆ビジョン2がめざす姿と取組の方向性

市民に愛され、世界に選ばれる、持続的な発展を実現するまちを目指し、半導体関連企業等の進出を背景に、企業誘致や創業支援、中小企業の基盤強化など地域経済全体の発展に取り組めます。

また、本市への注目や旅行需要の高まりを契機に、豊かな水と緑、良質な農水産物、歴史と文化、にぎわいに満ちた中心市街地など、本市の様々な魅力を磨き上げます。

さらに、活発な経済活動を支える広域交通ネットワークの形成に取り組むとともに、活力と魅力に満ちた持続可能な農水産業の振興にも取り組めます。

背景と課題

これまでの新型コロナウイルス感染症に係る各種制限が緩和されていく中、近隣市町村への半導体関連企業等の進出は、本市の社会経済活動を回復軌道に乗せ、人口減少の抑制にもつながる地域全体の飛躍的な発展に向けた千載一遇の好機と言えます。

このような中、半導体関連産業等を対象とした戦略的な企業誘致の推進、新産業・成長産業の振興、持続的に起業家を生み出し、健全な成長を支援する仕組みづくりなど、スピード感のある施策展開が求められています。

また、地域経済の回復に向け、新型コロナウイルス感染症により疲弊した中小・小規模企業の経営基盤の強化や円滑な事業承継への支援など、地場の中小企業の支援も喫緊の課題です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う入国制限や行動制限の解除・緩和などにより、旅行需要は高まりを見せており、この機を逃さず、戦略的に交流人口拡大に向けた施策を展開していくことが求められています。

そのため、MICE¹³やスポーツ大会などの誘致はもとより、活力と魅力にあふれた中心市街地、熊本城等の文化・観光資源、清らかな地下水と豊かな緑、安全・安心で良質な農水産物、個性ある食文化など、本市が誇る様々なコンテンツの磨き上げや受入環境の充実などにより、外国人旅行者も含め、多様化、個性化する旅行者のニーズを的確に捉えた観光施策に取り組んでいく必要があります。

そして、これらの都市の活発な経済活動を支え持続的な発展へとつなげるためにも、本市の慢性的な交通渋滞を緩和し、広域的なヒトとモノの流れを円滑化する広域交通ネットワークを着実に形成することが求められています。

くわえて、豊かな自然環境のもと生産された安全・安心で良質な農水産物を安定的かつ持続的に提供していくため、競争力の高い農水産業の振興やしなやかで強い経営基盤の確立を推進するとともに、農と食の魅力創造により、活力と魅力に満ちた持続可能な農水産業の振興に取り組んでいくことも重要です。

関連する出来事

- 「熊本県新広域道路交通計画」の策定(令和3年(2021年)6月)

ビジョンを実現するための施策

施策 2-1	半導体関連産業等への新たな投資の後押しや中小企業等の振興
施策 2-2	世界を魅了する都市ブランド力の向上
施策 2-3	交流人口拡大によるにぎわいの創出
施策 2-4	広域交通ネットワークの形成による物流・人流の円滑化
施策 2-5	活力と魅力に満ちた持続可能な農水産業の振興

¹³ MICE とは、企業等が開催する内部の会議等 (Meeting)、社員や販売代理店等に対する表彰や研修などを目的とした報奨旅行 (Incentive Tour)、学会や協会が開催する学術会議等 (Convention)、文化的な催事や展示会・見本市 (Exhibition/Event) など、多くの集客や交流が見込まれる催事の頭文字を用いた総称のこと。

関連するビジョン

- このビジョンの実現においては、自然環境の保全や経済活動・市民生活の土台となる都市基盤の形成なども不可欠です。

(関連するビジョン)

ビジョン5 豊かな環境を未来につなぐまち

ビジョン7 安全で良好な都市基盤が整備されたまち

施策 2-1

半導体関連産業等への新たな投資の後押しや 中小企業等の振興

半導体関連企業の進出を好機として様々な企業が集積し、スタートアップが連鎖的に生まれ、中小企業が力強く活躍し続ける、ビジネス拠点としての地位を確立します。

基本方針

(1) 戦略的な企業誘致の推進

- 半導体関連産業や情報通信関連産業等の更なる集積に向けて、戦略的な企業誘致を推進することで、地域経済を活性化させるとともに、若者にも魅力的な雇用機会を創出します。
- 首都圏における効果的な情報発信や企業誘致活動を展開するため、首都圏の本市関係者とのネットワークを強化します。

(2) スタートアップエコシステム¹⁴の構築と新産業・成長産業の振興

- 持続的に起業家を生み出す仕組みの構築と新産業・成長産業の振興を推進し、企業の着実な成長を支援します。

(3) 商工業の振興と持続可能な企業活動への支援

- 魅力ある商店街づくりや新たな設備投資への支援などを通して、商工業の振興に取り組みます。
- 地域経済の持続可能な発展に向け、販路開拓支援等の新たな事業活動を促進するとともに、人材確保をはじめ DX 化の推進などによる経営基盤強化や円滑な事業承継に対する支援に取り組みます。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
市内総生産(試算値)	十億円	2,726 (R4年度)	3,018	3,093
企業立地件数(累計)	件	233 (R4 年度)	358	458
ビジネス支援施設からの新規創業者 数(累計)	人	46 (R4 年度)	214	358

¹⁴ スタートアップエコシステムとは、ロールモデルとなる事業者を輩出し、次のスタートアップの支援者として、機運醸成や伴走型支援などに取り組み、「スタートアップの連続創出」を目指す仕組みのこと。

施策 2-2 世界を魅了する都市ブランド力の向上

豊かな水と緑、歴史と文化、にぎわいに満ちた中心市街地など本市の魅力を最大限に引き出し、世界が憧れ、市民が誇りを感じるまちをつくります。

基本方針

(1) 魅力と活力のある中心市街地の形成

- 中心市街地におけるにぎわいの創出と回遊性の向上を図るため、公共空間や低未利用地等の活用、車中心から人中心のまちなかへの転換、まちの防災力の向上に向けた老朽建築物の建て替え促進や魅力的な夜間景観の形成などを総合的・一体的に進めていきます。

(2) 水の都の継承と森の都の実現

- 市民生活の基盤として保全すべき資源であり、都市の魅力づくりにいかすべき資源でもある熊本の地下水を「くまもと水ブランド」として位置付け、その地下水を育む市民・事業者・行政の協働による取組を国内外に発信します。
- 公園や学校などの公共施設における緑の適正な管理に努めるとともに、街路樹の樹形や樹冠づくりなど緑あふれる景観形成に取り組むほか、民有地における豊かな緑地の保全に努めるなど、森の都の復活に取り組みます。
- 市民協働や民間活力の導入などにより、身近な公園のにぎわいと魅力づくりを進めることで、市民憩いの空間の提供や健全な森づくりを推進します。

(3) 熊本城をはじめとする文化・観光資源の活用

- 熊本城等の文化・観光資源の魅力向上を図るとともに、効果的な情報発信や活用により、国内外からの誘客や地域の活性化を図ります。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
中心市街地の歩行者通行量(中心市街地26地点、熊本駅前3地点の合計)	人	662,742	812,000	829,000
熊本の水(地下水)を誇りに思っている市民の割合	%	94.4	97.0	100
中心市街地に緑が多いと感じる人の割合	%	62.9 (R4年度)	65.4	67.4
誇れる文化・観光資源があると感じる市民の割合	%	93.9	97.0	100
また熊本市を訪れたいと思う旅行者の割合(暦年)	%	63.4	70.0	80.0

施策 2-3 交流人口拡大によるにぎわいの創出

本市の様々な魅力を最大限にいかし、人を呼び込み、地域経済の活性化とにぎわいの創出につなげます。

基本方針

(1) 戦略的な観光施策の展開

- 多様化・個性化する旅行者の興味・関心を詳細に分析し、そのニーズを踏まえた上でプロモーション等の施策を効果的に展開することで、本市への誘客を促進します。
- わかりやすい観光情報の提供や快適で安全・安心な滞在環境の構築を推進することで、訪れる人に優しい受入環境を整備します。

(2) 熊本の特性をいかした MICE 誘致の推進とイベント、スポーツ大会の開催

- 本市の魅力や特性をいかした誘致活動を展開し、MICE の開催を推進します。
- イベントやスポーツ大会の開催を通してにぎわいの創出を図ります。

(3) 友好姉妹都市等との国際交流の推進

- 友好姉妹都市等との国際的なネットワークを有効に活用しながら、世界の諸都市や機関などと連携し、世界に認められるまちの魅力を創造・発信します。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13 年度)
観光消費額(暦年)	億円	614 (R4)	1,000	1,300
熊本市に来訪した旅行者の満足度(暦年)	%	62.5	70.0	80.0
海外諸都市、国際機関などとのネットワークを活用して、熊本市の魅力を発信した件数	件	33 (R4 年度)	45	60
友好姉妹都市等、海外都市との交流に関心がある市民の割合	%	34.1	50.0	70.0

施策 2-4 広域交通ネットワークの形成による 物流・人流の円滑化

都市の活発な活動を支える広域交通ネットワークの形成により、ヒトとモノの流れを円滑化し、流動性を高めることで、経済発展を加速化するとともに、地域の潜在力を引き出します。

基本方針

(1) 広域的な交流を促進する道路ネットワークの強化

- 「10 分・20 分構想」に基づく熊本都市圏における新たな高規格道路や熊本西環状道路など、広域道路ネットワークの早期実現に取り組みます。

(2) 基幹となる公共交通ネットワークの機能強化

- 公共交通機関の特性に応じた定時性、速達性、輸送力向上に向けた機能強化や主要な乗換拠点での結節強化に取り組むなど、公共交通機関の利便性向上や利用環境の改善に取り組みます。

(3) 熊本港の利活用

- 耐震強化岸壁等の整備促進に向け、荷主企業等に対するポートセールス活動を実施し、物流拠点及び防災拠点としての熊本港の利活用を促進します。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
主要渋滞箇所数	箇所	175	165	159
渋滞時における自動車の平均走行速度	km/h	18.6	20	22
公共交通機関の年間利用者数	万人	4,561 (R4 年度)	5,101	5,412
熊本港のコンテナ貨物取扱量	TEU(※)	9,104 (R4 年度)	16,500	22,500

※ TEU(20 フィートコンテナ換算):コンテナ貨物取扱量を 20 フィートコンテナ単位に換算したもの。

施策 2-5 活力と魅力に満ちた持続可能な農水産業の振興

経営向上に挑戦する農漁業者を応援するとともに、安全・安心で良質な農水産物を国内外にアピールすることで、農水産業の持続的発展を目指します。

基本方針

(1) 競争力の高い農水産業の振興

- スマート農業¹⁵等の新技術を活用しながら、生産性や品質の向上、生産・集出荷の安定化によって産地体制を強化するとともに、深刻化する鳥獣被害の防止・軽減に向けた総合的な対策を講じます。
- 農業の生産力向上と持続性の両立を目指し、環境に配慮した農業と安全・安心な農産物づくりを推進します。
- 環境の変化に対応したリ養殖業への支援、市場価値の高い魚種の種苗放流や二枚貝の保護育成等の資源管理・回復に取り組むとともに、漁場環境の改善に取り組み、獲れる・稼げる水産業を推進します。

(2) しなやかで強い経営基盤の確立

- 担い手の育成・確保に向けて、経営体の経営改善や安定化、新規就農者の確保、後継者育成、経営継承などにつながる各種支援に取り組みます。
- 農地の集積・集約化や労働力の確保、経営上の様々なりリスクに備える取組などによって、経営体の体質強化を推進します。
- 国土強靱化¹⁶の視点も踏まえ、災害や環境変化に対応できる生産基盤づくりを推進します。

(3) 農と食の魅力創造

- 本市の農水産物の魅力と価値を一層高めるため、農漁業者と異業種との連携によるプロモーション活動の展開や、実需者を含む消費者のニーズを的確に捉えた国内外の販路開拓・拡大を推進します。
- 多様な媒体を活用した効果的な情報発信や生産者と消費者の交流促進に取り組むとともに、道の駅や農産物直売所の活性化などにより地産地消を推進します。

¹⁵ スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現することなどを推進している新たな農業のこと。

¹⁶ 国土強靱化とは、大規模自然災害などに備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するもの。

成果指標

成果指標		単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
農水産業の産出額(暦年)	農業産出額	億円	460 (R3)	465	470
	漁業産出額	億円	75 (R3)	76	77
認定農業者数の減少の抑制	抑制率	%	—	推計値より 10%抑制	推計値より 10%抑制
	認定農業者数	経営体	1,460	1,395 以上	1,330 以上
熊本市の農水産物が好き、応援したいと感じる市民の割合		%	95.1	98.0	100

ビジョン 3

市民生活を守る強くしなやかなまち



◆ビジョン3がめざす姿と取組の方向性

あらゆる危機事象から市民の生命と健康、暮らしを守る強くしなやかなまちを目指し、熊本地震や過去の風水害、新型コロナウイルス感染症などへの対応で得た教訓を踏まえ、市民や地域、民間事業者と協力しながら、ハード・ソフト両面の対策に取り組めます。

さらに、安全・安心なまちづくりに向け、交通安全・防犯、消防・救急体制の整備を進めるとともに、質の高い救急及び医療体制の充実を図ります。

背景と課題

近年、頻発化・激甚化する地震や風水害などの自然災害をはじめ、武力攻撃等災害、未知の感染症、火災、交通事故、犯罪など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす恐れのある危機事象は多岐にわたります。

このような危機事象に対し、熊本地震や過去の風水害、新型コロナウイルス感染症などへの対応で得た教訓を踏まえ、平時から様々な備えを行っていかねばなりません。

そこで、道路や河川、上下水道などの都市基盤や災害時に活動拠点となる防災拠点施設の耐震、耐火及び耐水性能の向上、幹線道路の多重性確保や緊急輸送道路の強化に加え、情報環境や避難所環境を充実させるなど、災害に強い都市基盤づくりを速やかに進めることが重要です。

あわせて、市は、災害時の情報収集・分析、情報伝達・指示、被災者支援等の応急救援や都市インフラの応急復旧など、災害対応業務の中核的業務を担い、市民の生命、身体、財産を守り、一日も早い復旧・復興を実現することが求められるとともに、地域における避難所運営の強化をはじめとした防災対策など、安全な暮らしの確保に向けた地域主体の取組への支援が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を教訓に、新興感染症等の健康危機に備え、持続可能な救急医療体制の確保と保健衛生体制の強化に取り組むほか、多様化・複雑化している危機事象に即時に対応ができる総合的な消防・救急体制を更に充実させる必要があります。

さらに、市民が交通事故や犯罪による被害に遭うことなく、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、関係機関・団体と連携し、交通安全や防犯対策に取り組むとともに、防犯のみならず、再犯防止、犯罪被害者等に対する支援、消費者

被害の未然防止・拡大防止の推進についても適切な対策を進めていかなければなりません。

関連する出来事

- 「熊本市防災基本条例」の施行(令和4年(2022 年)10 月)

ビジョンを実現するための施策

施策 3 - 1	防災・減災の推進
施策 3 - 2	保健衛生体制の強化と医療提供体制の確保
施策 3 - 3	総合的な消防・救急体制の強化
施策 3 - 4	交通安全・防犯の推進

関連するビジョン

- このビジョンの実現においては、中心市街地の老朽建築物の建て替えや熊本港の利活用、建築物の耐震化、市有施設の維持管理、地域コミュニティにおける取組なども不可欠です。

(関連するビジョン)

ビジョン2 市民に愛され、世界に選ばれる、持続的な発展を実現するまち

ビジョン6 すべての市民がより良い暮らしを営むまち

ビジョン7 安全で良好な都市基盤が整備されたまち

施策 3-1 防災・減災の推進

これまでの災害の教訓をいかし、地域防災力の最大化に努めながらハード・ソフトの両面から対策を進め、激甚化する災害や多様化する危機事象から市民生活を守ります。

基本方針

(1) 都市基盤の強靱化

- 道路等の交通インフラ、公共施設、保健・医療・福祉施設などの耐震化と機能強化を行うとともに、老朽化に対しては計画的な対策を講じます。
 - 道路やエネルギー供給網、通信網の多重化を行います。
-

(2) 防災拠点施設の強靱化

- 災害時に活動拠点となる防災拠点施設の耐震、耐火及び耐水性能の確保や災害時の電力確保などに努めます。
 - 重要な防災拠点施設である本庁舎等の建て替えを進め、頻発化・激甚化する災害から市民の生命・財産を守ります。
-

(3) 洪水や都市型水害による被害の防止・軽減

- 国・県の管理河川については要望活動を通じ、市管理河川については環境にも配慮しながら計画的に改修を推進します。
 - 浸水対策施設の整備や既存施設の適切な維持管理により、浸水被害の軽減に努めます。
-

(4) 災害対応体制の構築

- 国や県、自治体、連携中枢都市圏等の関係機関、市民、事業者、地域の防災組織等と連携を強化し、効果的で効率的な災害対応体制の構築に取り組みます。
 - 様々な危機事象を想定した事前対策や体制の整備、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう取り組みます。
 - 危機事象の被害や影響を最小限にとどめるため、業務継続計画により限られた人員や資機材などの資源を効率的に投入し、非常時優先業務を実施します。
 - 被災者支援制度の適切な運用とともに、罹災証明書のオンライン申請等の手続面における利便性向上を図り、被災者の早期生活再建を支援します。
-

(5) 自助、共助及び公助による地域防災力の更なる向上

- 校区防災連絡会等の地域活動への支援や訓練の実施、地域の防災リーダー等の人材育成など、地域防災力の更なる向上に取り組みます。
 - 避難行動要支援者¹⁷に必要な避難支援等が円滑に行われるための仕組みを構築します。
 - 高齢者や障がいのある人、乳幼児や外国人などの要配慮者、ペット同行避難者、観光客等の帰宅困難者に対し、適切な配慮を行えるよう、避難環境を確保します。
-

¹⁷ 避難行動要支援者とは、高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で避難等への支援を必要とする方のこと。

(6) 熊本地震の記録、記憶及び教訓の伝承

- 「熊本地震の日」を契機とした市民啓発や、防災教育、地域と連携した訓練の実施など、あらゆる機会を捉えて、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
市街化区域における浸水区域の解消率(時間雨量 60mm以下における浸水解消)	%	53.3	55.5	60.4
自主防災クラブ結成率	%	82.7	91.3	100
熊本地震などのこれまでの災害の教訓等について、家庭や地域、学校などにおいて、話したり考えたりしたことのある市民の割合	%	94.0	97.0	100
ハザードマップの確認や防災備蓄など、日頃から災害への備えを行っている市民の割合	%	80.2	91.0	100

施策 3-2 保健衛生体制の強化と医療提供体制の確保

新型コロナウイルス感染症の経験をいかし、感染症等の健康危機発生・拡大に迅速に対応できる保健衛生体制の強化を図ります。また、関係機関等との連携により、医療提供体制の確保、生活衛生の充実に努めます。

基本方針

(1) 健康危機管理体制の強化

- 感染症等の発生・拡大時の人員確保や研修、訓練などを通じた人材育成、検査体制などの整備、関係機関等との連携を図り、健康危機に即応できる体制を強化するとともに、感染症の発生及びまん延の防止に取り組みます。

(2) 医療提供体制の確保

- 医療安全対策の監視指導を強化し、医療に関する不安解消を図るとともに、地域医療の関係機関等との連携により、救急医療体制等の維持に努めるなど医療提供体制の確保に取り組みます。
- 住み慣れた地域でいきいきと暮らせる「地域包括ケアシステム」¹⁸の実現を目指し、在宅医療・介護の連携を推進します。
- 熊本市市民病院及び植木病院においては、地域の基幹病院として地域の医療機関と緊密に連携し、質の高い医療サービスの提供を行います。

(3) 生活衛生の充実

- 生活衛生関連営業施設の指導や自主管理体制の確立支援を行うとともに、住まいの衛生相談や害虫相談などに取り組み、衛生的な生活環境の確保に努めます。
- 飲食店等の営業施設の監視指導や、食品等事業者への自主衛生管理の確立支援によって食の安全・安心の確保に努めます。
- 市営墓地・斎場・納骨堂などの適正な管理運営及び安定的なサービスの提供に取り組むとともに、民営墓地・納骨堂などの適正な管理運営が行われるよう、経営者に対する指導や助言などを行います。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
健康危機管理体制の強化に必要な人材育成のための研修・訓練の回数	回	9	18	24

¹⁸ 地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための住まい・医療・介護・予防・生活支援のサービスが「包括的」、「継続的」に提供される仕組みのこと。

安心して適切な医療が受けられると感じて いる市民の割合	%	76.2	78.0	80.0
食中毒の発生件数(暦年)	件	2	減少	減少

施策 3-3 総合的な消防・救急体制の強化

消防・救急体制の更なる充実を図り、市民の生命と財産を守ります。

基本方針

(1) 火災予防対策の推進

- 防火啓発活動を推進するとともに、住宅用火災警報器の設置・維持管理の促進を図るほか、防火対象物に対する立入検査や防火指導などにより、火災予防対策を推進します。

(2) 消防体制の充実強化

- 消防施設の適切な管理や各種消防車両・資器材、消防指令管制システム等の計画的な更新を進めるとともに、消防署所の移転や整備などを進めて各種災害への対応力の強化を図るほか、大規模災害の発生に備え、消防の応援及び受援体制を強化します。
- 機動的・効率的な救急業務体制を構築するほか、救急ワークステーション¹⁹の活用等により、救急医療体制の充実を図ります。

(3) 消防団の体制強化と市民の救護能力の向上

- 消防団への入団を促進して団員の確保を図るとともに、消防団の活性化及び活動環境の整備を推進します。
- 市民救護能力の向上を図るため、AED の取扱いを含めた応急手当等の普及啓発を推進します。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
火災発生件数(人為的ミスによるもの)(暦年)	件	59 (R4)	40	30
市民による心肺停止傷病者への救命処置実施率(暦年)	%	66.0	70.0	75.0
消防団への新規入団者数	人	270	285	300

¹⁹ 救急ワークステーションとは、救急隊員の知識・技術の向上、医療機関と消防機関との連携強化、医師の早期医療介入などを目的として、医療機関で救急要請に対応しながら、救急隊員が実習を行う拠点のこと。

施策 3-4 交通安全・防犯の推進

交通事故や犯罪などのない安全で安心して暮らせるまちづくり、犯罪被害者に優しいまちづくりを推進します。また、交通事故や犯罪被害に遭わないよう、平時から交通安全や防犯の啓発に取り組みます。

基本方針

(1) 交通安全の推進

- 交通指導員による各校区での街頭指導のほか、特に幼児から高校生及び高齢者に対する交通安全教室や、ホームページ・広報誌・SNS などによる啓発活動を通じて、交通事故の未然防止を図ります。

(2) 防犯の推進及び犯罪被害者等支援の充実

- 防犯協会や警察・保護観察所などの関係機関・団体と連携した防犯・再犯防止対策を推進します。
- 犯罪被害者等に対する支援の充実を図り、犯罪の加害者も被害者も生まない、もし被害にあった場合も適切な支援を受けることができる環境整備を推進します。

(3) 消費者の自立支援と救済

- 消費生活相談員や弁護士による相談対応のほか、若者や高齢者などを対象とした出前講座の実施、ホームページ・広報誌・SNS などによる啓発活動、その他新たに設置した消費者安全確保地域協議会の効果的な運用により、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
市内における交通事故の死傷者数（暦年）	人	1,972	1,870	1,770
市内における刑法犯の認知件数（暦年）	件	3,224	3,100	2,980
消費生活相談窓口の認知度	%	53.5	76.0	80.0

ビジョン 4

だれもが自分らしくいきいきと生活できるまち



◆ビジョン4がめざす姿と取組の方向性

だれもが自分らしく生きることができるよう、ダイバーシティ(多様性)を推進し、性別、国籍、出身地、年齢、障がいの有無などによって差別や偏見を受けることがなく、人権が尊重され、お互いを認め合う人権尊重社会を実現します。

また、高齢者が生涯現役で安心して暮らすことができ、障がいのある人がいきいきと生活し、自分らしく活躍できる社会を推進するとともに、お互いがつながり支え合う地域づくり、誰一人取り残さない社会の実現に取り組みます。

さらに、男女共同参画の推進により、性別にかかわらず、だれもが自らの意思や意欲に応じて、社会のあらゆる場面で能力を発揮できる環境整備に取り組みます。

くわえて、増加する在住外国人と地域住民とが、お互いの価値観を尊重し合える暮らしやすいまちづくりを進めます。

背景と課題

急速な勢いで変化する社会経済情勢の中で、人権を取り巻く課題も複雑化、多様化しており、子どもや高齢者、障がいのある人などへの虐待、SNS等による誹謗・中傷などの人権侵害が社会問題になっています。

そこで、人権教育・啓発を推進し、市民の人権意識を高め、市民、事業者、行政などが一体となり、国籍、性別、年齢などによる差別や偏見を受けることがなく、お互いを認め合う人権尊重社会を実現しなければなりません。

また、性的マイノリティであることを理由とする差別や偏見を受けることがないよう、性の多様性に関する正しい情報を発信し、理解を増進するための取組が重要です。

さらに、高齢者が生涯現役で安心して暮らすための支援や、障がいのある人がいきいきと生活し、自分らしく活躍できる社会の推進、コロナ禍で顕在化した孤独・孤立問題への対策など、お互いがつながり支え合う地域づくり、誰一人取り残さない社会の実現が求められています。

くわえて、様々な分野での女性の登用・参画が十分に進んでいないことや、女性をめぐる課題が複雑化・多様化・複合化していることから、意識啓発や環境整備、困難な問題を抱える女性への支援強化などに努め、性別にかかわらず、だれもが

自らの意思や意欲に応じて、社会のあらゆる場面で能力を発揮できる男女共同参画社会の一日も早い実現が求められています。

さらに、過去最高を更新し、今後も増加が見込まれる在住外国人と地域で共に生きる多文化共生社会の実現に向けて、在住外国人のニーズや地域における課題を踏まえ、関係団体との連携による細やかな対応と総合的な支援を行うことも重要な課題です。

関連する出来事

- 日本は、国連開発計画(UNDP)「ジェンダー不平等指数」(2022)で 191 か国中 22 位だった一方で、世界経済フォーラム「ジェンダー・ギャップ指数」(2023)では146か国中125位(いずれの指数も上位が平等、下位が不平等であることを示す。)
- 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行(令和 5 年(2023 年)6月)
- 在留資格「特定技能」の新設、70 歳までの就業機会を確保する「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正など、多様な人材の就労を通じた社会参画を後押しする法律が施行
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定(令和 4 年(2022 年)5月)
- 「孤独・孤立対策推進法」の制定(令和5年(2023 年)5月)
- 精神障がい者の権利擁護の明確化と地域生活支援の強化に向け、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部改正が施行(一部令和5年(2023 年)4月、令和6年(2024 年)4月)
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正が施行(令和 6年(2024 年)4 月)

ビジョンを実現するための施策

施策 4 - 1	人権尊重社会の実現
施策 4 - 2	だれもが生きがいを持ち、お互いに支え合える社会の実現
施策 4 - 3	男女共同参画の推進
施策 4 - 4	多文化共生の推進

関連するビジョン

- このビジョンの実現においては、こどもや子育て家庭への支援、教育に関する取組なども不可欠です。

(関連するビジョン)

ビジョン1 こどもが輝き、若者が希望を抱くまち

施策 4-1 人権尊重社会の実現

人権に対する市民の意識が高まることで、お互いの権利が尊重され、だれもが自分らしく生活できるまちを実現します。

基本方針

(1) 人権尊重意識の高揚

- 人権問題を市民一人ひとりの身近な場所や日常生活の中に存在する問題と捉え、市民、事業者、行政が一体となって人権教育・啓発を推進します。

(2) 人権擁護の推進

- 国や県、人権擁護委員と連携、協力し、人権相談窓口の充実を図るなど、人権擁護活動に取り組めます。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
日常において人権を意識している市民の割合	%	86.4	90.0	95.0
一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合	%	37.3	47.0	55.0

施策 4-2 だれもが生きがいを持ち、お互いに支え合える社会の実現

年齢や障がいの有無などにかかわらず、だれもが生きがいと尊厳を持って暮らし、お互いがつながり支え合うまちをつくります。

基本方針

(1) 高齢者が生涯現役で安心して暮らせる生活の支援

- 高齢者の活躍の場の拡大、早期からの介護予防の取組、介護サービスによる状態の維持・改善等を通じた高齢者の社会参加の促進に取り組みます。
- 高齢者保健福祉サービスの効率化を図るとともに、質の向上と安定的な運用に向け引き続き取り組むことで、本市全体で相談を受け止め支援する体制づくりを進めます。

(2) 障がいのある人の自立支援と社会参加の推進

- 障がいのある人に対する偏見や差別意識を無くすため、心のバリアフリーや障がいに対する正しい理解の普及啓発を推進します。また、成年後見制度の利用促進や虐待防止に取り組みます。
- 障がいの特性に配慮した情報のバリアフリーを推進するとともに、公民館における手話講座の開催等により手話への理解促進と普及に取り組み、手話を使いやすい環境整備に努めていきます。
- 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携強化による切れ目のない支援を提供します。また、障がいのある人の雇用については、企業の規模に関わらず意識の高揚を図るとともに、就労機会の拡大と職場環境の整備に取り組みます。

(3) 孤独・孤立対策等の地域福祉活動の推進

- 熊本市社会福祉協議会や校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、地域福祉の担い手である様々な団体等との連携を通して、住民同士で支え合う地域福祉活動を推進します。
- 孤独・孤立を背景とした複合的な課題を抱える方に対して、NPO 等の地域の支援団体と連携した支援体制を整えます。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
65 歳以上の元気な高齢者の割合(65 歳以上人口の内、要介護・要支援の認定を受けていない者の割合)	%	79.51	80.04	80.56
熊本市障がい者就労・生活支援センターや就労移行支援事業所などを通じて一般就労した障がいのある人の数	人	238 (R4 年度)	446	745
民生委員・児童委員、主任児童委員の定員充足率	%	89.5	100	100
健やかにいきいきと暮らしていると感じている市民の割合	%	49.9	55.0	60.0

施策 4-3 男女共同参画の推進

固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消により、性別にかかわらず、だれもが自らの意思と意欲に応じて、社会に参画できるようにします。

基本方針

(1) 男女共同参画のための意識啓発

- 学校や家庭、職場や地域などにおける研修等の啓発活動やホームページ・広報紙・SNS などによる積極的な情報発信に努め、男女共同参画の意義の周知に取り組みます。

(2) 男女共同参画のための環境整備

- 女性の活躍推進に向けた能力開発や就労の支援を行い、性別にかかわらず仕事と生活の調和が図られるよう支援体制の整備に取り組みます。
- 困難な問題を抱える女性や配偶者の暴力（DV）に苦しむ被害者の社会的・経済的自立に向けて、相談体制を強化し、一人ひとりに寄り添って問題の解決に取り組んでいきます。
- 「男女共同参画センターはあもにい」を活動拠点とし、様々な市民グループの支援、連携の促進をはじめ、ニーズに応じた各種講座の開催、情報の提供などを通じ、男女共同参画のための環境を整備します。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	%	85.0	87.0	90.0

施策 4-4 多文化共生の推進

本市に生活・滞在する外国人への、必要な情報の提供や様々な支援の充実とともに、国籍や言語の違いを越え、お互いの文化や価値観の相互理解と交流を促進することで、多文化共生を実現します。

基本方針

(1) 在住外国人への情報提供・相談体制の強化

- 日本語を母語としない外国人にも、生活に必要な情報が十分に伝わるよう、様々な媒体による情報発信や、相談窓口などの多言語化に取り組みます。

(2) 多文化共生の理解向上

- 日本人と在住外国人へ多文化共生の理念が浸透するよう、意識啓発に取り組みます。
- 日本人と在住外国人が、お互いの文化や生活習慣を知り、理解を深めるための機会を創出します。
- 日本人と在住外国人の橋渡しを担うボランティアの確保・育成に努めます。

(3) 外国人等のニーズを踏まえた取組の推進

- 関係機関との連携強化により、在住外国人等が日常生活で直面する困りごとや支援ニーズを的確に把握することで、課題の解決につなげます。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
多文化共生が進んだと感じる市民の割合	%	24.5	50.0	70.0

ビジョン 5

豊かな環境を未来につなぐまち



◆ビジョン5がめざす姿と取組の方向性

「恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市」を目指し、清らかな地下水や大気、快適で安全・安心な生活環境の保全に加え、その環境をもたらす生物多様性の保全に取り組みます。

また、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、3R+リニューアブル(再生可能な資源への置き換え)の取組を進めながら、化石燃料等の枯渇性資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型都市を目指します。

さらに、地球温暖化を防止するため、その原因となる温室効果ガスの排出を削減する取組を推進し、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指します。

背景と課題

清らかな地下水や豊かな緑といった本市の恵まれた自然環境は、先人たちのたゆまぬ努力により引き継がれてきました。しかし、近年、平均気温の上昇や豪雨等といった異常気象による自然災害の多発や種の絶滅、生息・生育地の減少等、生態系への影響が深刻化するなど、地球規模での危機にさらされています。

気温の上昇や多発する自然災害は、人間活動による地球温暖化が原因と言われており、平成 27 年(2015年)に採択されたパリ協定では、地球の平均気温の上昇を抑えることや2050年前後に温室効果ガスの排出を実質ゼロ(カーボンニュートラル)とすることなどが合意されました。本市においても令和2年(2020 年)に熊本連携中枢都市圏共同で「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しており、市民や事業者が一丸となって温室効果ガスの排出を削減する地球温暖化対策を推進する必要があります。

また、異常気象の主な要因と言われる気候変動による影響は、生態系にも悪影響を及ぼしており、このままの生活を続けていけば、生活に欠かせない生物多様性の恵みを享受できなくなる恐れがあり、損失された生物多様性の回復は喫緊の課題となっています。

このような気候変動や生物多様性の損失は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が一因とも言われており、従来の 3R の取組に加え、資

源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につなげる循環型都市を目指す必要があります。そのため、ごみの減量化や資源化に取り組み、処理過程における環境負荷の低減とエネルギーの効率的回収を推進する必要があります。

さらに本市では、近年、半導体関連企業の進出を契機に、地下水への影響が懸念されており、更なる地下水の保全に取り組む必要があります。中でも、有機フッ素化合物等の地下水質の保全対策は喫緊の課題となっています。このほか、近年新たに発生している感染症の対応や、快適で安全・安心な生活環境の保全をするため、動物との適切な接し方の啓発のほか、野生生物による生活被害への対策を行う必要があります。

このような課題を市民・事業者などと共有し行動変容を促すことで、古くから受け継がれてきた豊かな自然環境を、持続可能なものとして未来へ引き継いでいくことが必要です。

関連する出来事

- 本市が「SDGs未来都市」に選定(令和元年(2019年)7月)
- パリ協定の採択(2015年)を踏まえた、国・県・熊本連携中枢都市圏による「2050年カーボンニュートラル」宣言(令和2年(2020年)1月)
- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の制定(令和元年(2019年)5月)
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の制定(令和3年(2021年)6月)
- 生物多様性条約第15回締約国会議で、2030年世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択(令和4年(2022年)12月)

ビジョンを実現するための施策

施策5-1	カーボンニュートラルの実現
施策5-2	生物多様性の保全と自然との共生
施策5-3	持続可能な循環型都市の実現
施策5-4	快適で安全・安心な生活環境の保全

関連するビジョン

- このビジョンの実現においては、経済活動との両立や、すべての市民が安心して利用できる上下水道サービスの提供等の取組なども不可欠です。

(関連するビジョン)

ビジョン2 市民に愛され、世界に選ばれる、持続的な発展を実現するまち

ビジョン7 安全で良好な都市基盤が整備されたまち

施策 5-1 カーボンニュートラルの実現

2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、温室効果ガスの排出を削減する地球温暖化対策を推進します。

基本方針

(1) 住民や事業者の地球温暖化対策の推進

- 熊本連携中枢都市圏の市町村と連携して地球温暖化対策を推進します。
- 再生可能エネルギーの導入や省エネルギーを推進します。
- 電気自動車等の普及を促進します。
- 住民や事業者の地球温暖化対策に資する行動変容を促進します。

(2) 市役所の事務及び事業の脱炭素化の推進

- 再生可能エネルギー設備の最大限の導入、省エネルギー対策や電力の需給調整の推進、脱炭素電力の調達により、市有施設における電力の脱炭素化を推進します。
- 公用車における電気自動車等の導入を推進します。
- エコオフィス活動等脱炭素に向けた職員一人ひとりの取組を推進します。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
熊本連携中枢都市圏全体の温室効果ガス排出量の削減率(2013年度比)	%	35.2 (R1年度)	38.0	40.0 以上
市役所の事務及び事業の温室効果ガス排出量の削減率(2013年度比)	%	30.3 (R4年度)	46.0	65.0 以上

施策 5-2 生物多様性の保全と自然との共生

私たちの生活に様々な恵みをもたらす生物多様性の保全に向け市民・事業者の行動変容を促すとともに、生物多様性を維持・回復させることで、自然と共生する社会を目指します。

基本方針

(1) 生物多様性の保全

- 本市の恵まれた自然環境や生物多様性についての理解を深めるとともに、市民や事業者、活動団体などと連携した生物多様性の保全の情報発信や普及啓発に努めます。
- 絶滅危惧種の保全や特定外来生物の駆除のほか、生態系に配慮した環境整備を行い、生き物が十分に生息生育できる良好な自然環境の保全や創出を行います。
- 生物多様性がもたらす特産物や文化などの地域資源を本市の魅力としての発信や気候変動、防災・減災等の社会課題解決に活用するなど、生物多様性がもたらす恵みをいかしたまちづくりを推進します。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
水や酸素、食料や地域特有の文化などが、生物多様性からもたらされたものを知っている人の割合	%	16.0	25.0	34.0
環境保全のための実践行動を行っている人の割合	%	59.3	70.0	80.0

施策 5-3 持続可能な循環型都市の実現

ごみの減量化や資源化などに取り組むことで、環境負荷の少ない、循環型都市を目指します。また、災害時においても安定した廃棄物処理体制を確立します。

基本方針

(1) 多様な主体と連携した3R(スリーアール)+リニューアブルの推進

- ごみの発生抑制に重点を置いた3Rの取組を推進し、資源の循環的利用を徹底します。
- 新たにリニューアブルという考え方を加え、プラスチックの削減と資源循環に取り組みます。

(2) 適正かつ安定的なごみ処理体制の構築

- ごみの収集運搬、中間処理、最終処分のすべての過程の安定的な運営に努めます。
- 処理過程における環境負荷の低減とエネルギーの効率的回収を推進します。

(3) 持続可能な広域処理の実現

- 近年頻発する大規模災害等の発生に備え、民間企業や他の自治体と連携し、強靱な災害廃棄物処理体制を構築します。
- 今後、少子・高齢化が進むことを見据えた行財政運営効率化の観点から、近隣自治体と連携し、ごみ処理の広域化を検討します。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
市民一人一日当たりのごみ排出量	g	953 (R4年度)	925	905
家庭ごみのリサイクル率	%	24.0 (R4年度)	27.5	30.0
ごみ処理における温室効果ガスの排出量	t	79,620 (R4年度)	61,600	48,607

施策 5-4 快適で安全・安心な生活環境の保全

私たちの生活に欠かせない水や大気が良好に保たれた快適で安全・安心な生活環境を保全します。また、人と動物が共生するより良い社会を目指して、動物の愛護と適切な管理、野生動物による生活被害への対策を推進します。

基本方針

(1) 水環境の保全

- 地下水量を保全するため、市民、事業者、行政などが連携して、水源かん養域における森林づくりや水田湛水等による地下水かん養を推進するとともに、市民の節水意識の更なる向上を図ります。
- 地下水質を保全するため、硝酸性窒素削減対策や公共用水域及び地下水の水質監視、土壌汚染対策などを推進します。

(2) 大気環境の保全

- 大気や有害物質を常時監視し、迅速な状況把握や市民への情報提供を図るほか、ばい煙や騒音・振動・悪臭について、工場・事業場等に対する指導などを行います。

(3) 環境衛生における調査研究体制の構築

- 正確な検査を実施し環境汚染の防止につなげるとともに、科学的な情報を市民へわかりやすく発信します。
- 新たな環境問題や様々な環境汚染事故に対応できる調査研究体制を構築します。

(4) 人と動物との共生社会の推進

- 人と愛護動物とが共生できる社会の実現を目指し、動物愛護推進協議会やボランティアなどと協働で動物の愛護及び適切な管理の普及啓発に努め、地域住民とも協力しながら適正な飼養管理を推進します。
- 野生動物に起因する生活被害の防止・軽減に向けて、人と野生動物との適切な距離を保つための取組を推進します。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
地下水人工かん養量	万 m ³	2,616 (R3年度)	2,980	3,020
市民一人一日当たりの生活用水使用量	L	222 (R4年度)	210	210
硝酸性窒素測定井戸の環境基準達成率	%	84.7 (R4年度)	88.0	90.0
大気環境基準達成率	%	83.3	83.3	83.3

ビジョン 6

すべての市民がより良い暮らしを営むまち



◆ビジョン6がめざす姿と取組の方向性

すべての市民の生活の質の維持・向上のため、多様な人々が交流し、社会とつながる地域コミュニティづくりを支援します。

さらに、人生 100 年時代、すべての市民が健康で、学びやスポーツなどの生きがいを持ちながら豊かな人生を送ることができるよう支援するとともに、身近に文化芸術に親しむことができるまちづくりを進めます。

また、市民の安心を確保するため、社会保障制度を適切に運営します。

背景と課題

地域社会を構成する多様な人々が住み慣れたまちで安心して暮らし続けるためには、そこで暮らす人々が主体となって、お互いの文化や価値観などを尊重し、助け合いながら、自主自立のまちづくりを進めるとともに、人々が交流し、社会とつながる地域コミュニティの機能を維持し向上していくことが重要です。

さらに、市民が人生 100 年時代をいきいきと活躍しながら生きるために、ライフステージに応じた健康づくりの実践・継続への啓発を強化するとともに、病気の予防、早期発見・早期治療についての市民全体の意識を高めるなど、市民の健康を支えるための支援が求められています。

くわえて、リカレント教育²⁰・リスキリング²¹などへの対応や、様々な世代の市民が、生涯にわたって学びやスポーツを楽しめる環境の整備をするとともに、その成果を地域でいかすことができる仕組みづくりも必要です。

また、本市には、歴史的価値の高い文化財や地域で脈々と受け継がれてきた伝統芸能などのほか、美術や音楽・文学といった芸術文化、更には食文化等の生活文化など、様々な文化芸術が息づいています。これらの文化芸術が持つ創造性や多様性を認め合う力などをいかして、日々の暮らしの中で文化芸術に親しめるまちづくりを進めることも、市民の生活の質の維持・向上を図る上で必要な視点です。

²⁰ リカレント教育とは、社会人が必要に応じて、学校に戻って再教育を受けることができる教育制度のこと。

²¹ リスキリングとは、現在の仕事をしながら必要なスキルを習得すること。

そして、市民生活を支える各種社会保障制度の適切な運営により、市民の安心を確保することも重要な課題です。

関連する出来事

- 「健康日本21(第3次)」の制定(令和5年(2023年)5月)

ビジョンを実現するための施策

施策 6 - 1	地域コミュニティ活性化の推進
施策 6 - 2	人生 100 年時代を生きるための健康づくりの推進
施策 6 - 3	生涯にわたる学びやスポーツの推進
施策 6 - 4	文化芸術が持つ多様な価値の活用
施策 6 - 5	市民の安心を確保するための社会保障制度の運営

関連するビジョン

- このビジョンの実現においては、自助、共助及び公助による地域防災力の更なる向上や地域と協力・連携した医療・介護・福祉の提供のほか、教育に関する取組や多様性を尊重し合える地域を目指すための取組なども不可欠です。

(関連するビジョン)

ビジョン1 こどもが輝き、若者が希望を抱くまち

ビジョン3 市民生活を守る強くしなやかなまち

ビジョン4 だれもが自分らしくいきいきと生活できるまち

施策 6-1 地域コミュニティ活性化の推進

地域に住むあらゆる人々が主体的に関わり、行政や事業者などと協働しながら、互いに温かく見守り、支え合うことのできる地域コミュニティを維持し、更なる活性化を推進します。

基本方針

(1) 市民参画・協働による地域コミュニティの活性化

- 地域活動の担い手の発掘や課題解決のため、企業や NPO などの様々な主体と連携し、地域活動を活性化することで、地域コミュニティ機能の維持・向上を図ります。
- 自主自立のまちづくり活動を支え、地域コミュニティ機能の維持・向上を図るよう支援体制を充実させます。
- 市民公益活動の裾野を広げるとともに、地域活動の参加を促すきっかけづくりとなる取組を導入するなど、地域活動を活性化します。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
地域活動(自治会等の活動、ボランティア・NPO 活動など)に参加した市民の割合	%	36.5	42.3	46.7
自治会加入率	%	83.99 (R5 年 12 月末時点)	84.19	84.19

施策 6-2 人生 100 年時代を生きるための健康づくりの推進

「自らの健康は自ら守る」という健康意識を更に高め、ライフステージに応じた市民の健康づくりの実践・継続を促すことで、健康寿命の延伸につなげます。

基本方針

(1) 生活習慣の改善と環境づくり

- 生活習慣病の発症を予防し、健康寿命を延伸するため、基本要素となる「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養」、「飲酒」、「喫煙」及び「歯・口腔の健康」に関する生活習慣並びにこれらを取り巻く社会環境の改善に取り組みます。

(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防

- 本市における主要な死亡原因である「がん」「循環器疾患」に加え、重大な合併症を引き起こす「糖尿病」や本市の健康課題である「慢性腎臓病（CKD）」などの生活習慣病の総合的な対策に取り組みます。

(3) 健康になれるコミュニティづくり

- 市民が健康に関心を持ち、主体的な健康づくりができるように、自然に健康になれる様々な環境の整備に取り組みます。また、こころの健康づくりのための施策に取り組みます。

(4) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

- 胎児期から高齢期に至るまで人の生涯を経時的に捉えた健康づくり（ライフコースアプローチ）の観点を取り入れた健康づくりに取り組みます。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合	%	69.1	74.0	78.0
健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均)	年	【健康寿命】 男性 72.57 女性 74.54 (R1年度) 【平均寿命】 男性 82.30 女性 88.30 (R2年度)	平均寿命の 増加分を上 回る健康寿 命の増加	平均寿命の 増加分を上 回る健康寿 命の増加

※健康寿命：国民生活基礎調査(3 年毎)結果、簡易生命表をもとに厚生労働科学研究において算出

※平均寿命：厚生労働省「令和 2 年都道府県別生命表」

施策 6-3 生涯にわたる学びやスポーツの推進

生涯にわたって学びやスポーツを楽しめる環境を整え、市民の成長と自己実現につなげ、その成果が地域でいかされるような環境をつくりします。

基本方針

(1) 学びの提供と成果をいかす機会の創造

- リカレント教育・リスキリングなど新たなニーズに対応し、市民が多くの学習を選択できるようにします。
- 市民一人ひとりが心豊かな人生を送れるよう、乳幼児期から高齢期までライフステージの特徴に応じた学習内容の充実を図るとともに、その成果を地域にいかすことができる社会づくりを進めます。
- 家庭教育の支援に合わせ、青少年に対しては地域とのつながりが持てるように、地域住民やNPOなどと連携、協力しながら支援していきます。
- 地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、市民との協働による家庭教育支援を強化します。

(2) ライフステージに応じた生涯スポーツの推進

- スポーツ活動の推進に向けて、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ、熊本市スポーツ協会と連携し、地域のスポーツ活動の活性化に向けた取組を推進します。
- スポーツ施設の利便性や機能性の向上を図り、多様化する市民ニーズに対応しながら、すべての人が安全かつ快適にスポーツを楽しむことができる環境を整えます。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
生涯学習が自らの向上に役立ったと思う市民の割合	%	68.4	77.0	85.0
週1回以上(1回30分以上)のスポーツ(※)をしている市民の割合	%	56.7	58.0	60.0
※ウォーキング(散歩等)、階段昇降、自転車などの軽い運動を含む				

施策 6-4 文化芸術が持つ多様な価値の活用

本市が誇る歴史的文化遺産が適切に保存されるとともに、文化芸術に触れる機会が多く提供され、多くの市民が文化芸術に親しめるまちづくりを進めます。

基本方針

(1) 市民が身近に文化芸術に親しめるまちづくりの推進

- 文化活動の支援や文化施設における文化芸術の発信、伝統文化の継承や担い手の育成に取り組むとともに、文化芸術が持つ多様な価値の活用等を通して、文化活動の活性化や市民が文化芸術に触れる機会の創出を行い、市民一人ひとりが文化芸術を身近に感じ、心豊かに暮らすことができるまちづくりを推進します。

(2) 文化財の適正な保存と活用の推進

- 文化財の適正な調査研究と保存を行いながら、市民一人ひとりが文化に触れる機会を創出することで、その価値の再認識を促すとともに、文化財を活用したまちづくりや地域の魅力向上を推進します。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
文化に親しんでいる ²² 市民の割合	%	30.5	40.0	50.0

²² 文化に親しんでいるとは、コンサートや演劇・映画等の鑑賞、音楽・美術・お茶やお花・踊りなどの習い事、公民館講座等への参加、短歌や俳句を詠む、小説を書く、文化芸術活動の指導を行っている、また熊本城をはじめとする文化財や地域に残る文化資源、記念館・博物館・美術館・図書館等を訪れる、などを指す。

施策 6-5

市民の安心を確保するための社会保障制度の運営

社会保障制度を適切に運営するとともに、生活困窮者への適切な支援ができる体制を整えます。

基本方針

(1) 国民健康保険事業の健全な運営

- 口座振替の推進や滞納対策の取組強化による保険料の収納率向上に加え、特定健診、特定保健指導の受診率向上による中長期的な医療費の適正化を図ることで、国民健康保険事業の単年度の収支均衡を図ります。

(2) 後期高齢者医療制度の円滑な運営

- 熊本県後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の特性に配慮した方法での制度の周知啓発や健診等の保健事業の取組により、制度の円滑な運営や高齢者の健康増進を図ります。

(3) 介護保険制度の円滑な運営

- 介護給付の適正化や介護現場の生産性向上などに取り組み、介護保険制度の安定的な運営とサービスの質の向上を図ります。

(4) 国民年金制度に対する理解と加入の促進

- 各種媒体を活用した広報や相談業務などを通じて、複雑な国民年金制度の更なる周知・啓発を行います。

(5) 生活困窮者への適切な支援

- 様々な事情を抱える生活困窮者の課題解決に向け、生活自立支援センターの充実等を図り、一人ひとりの実情に応じた相談支援を行います。また、早期に自立した生活が送れるよう就労・自立支援を実施します。

(6) 生活保護制度の公平かつ適正な運用

- 生活保護受給世帯に対しては、家庭訪問等を通じて世帯の状況を的確に把握した上で、きめ細かな自立支援に努めます。また、生活保護制度の趣旨・目的についての説明と周知を通じ、不正受給の防止に努め、制度の公平かつ適正な運用を行います。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
国民健康保険料収納率	%	91.84 (R4 年度)	95.24	96.29
ケアプラン点検率	%	24.3 (R4 年度)	50.0	50.0
生活保護から自立した世帯の割合	%	4.0	4.0	4.0

ビジョン 7

安全で良好な都市基盤が整備されたまち



◆ビジョン7がめざす姿と取組の方向性

安全で良好な都市基盤の形成に向け、都市機能の維持・確保と適正な土地利用を推進し、人口減少社会に対応した、災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域の特性をいかした良好な景観形成に努めます。

また、広域道路ネットワークや都市計画道路、幹線道路の整備を進めるとともに、効率的・効果的な維持管理に努め、良好な道路環境の実現に取り組みます。さらに、上下水道等のインフラの整備や、市有建築物の安全対策、良好な居住環境の形成、空き家対策に取り組みます。

くわえて、バス、市電、自転車などの交通モードと自動車交通の組合せにより、だれもが移動しやすいまちの実現に向けて取り組みます。

背景と課題

少子・高齢化、人口減少の進行により、商業・医療や公共交通などの利用者数が減少し、今まで身近に利用できた都市機能の維持が困難になるとともに、老朽化した都市インフラ等の維持管理コストの増大と税収の減少等による行政サービス水準の低下やマンション等の建築物の老朽化、空き家の増加などによる居住環境への影響が懸念されています。

また、本市では、慢性的に交通渋滞が生じているほか、高速道路インターチェンジや空港などの交通拠点へのアクセス性が低いことが市民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしています。

このようなことから、社会経済情勢の変化に対応した土地利用の誘導や広域道路ネットワーク及び都市計画道路等の形成、持続可能で利便性の高い公共交通体系の確立等により、中心市街地や地域拠点における都市機能や人口密度を維持・確保し、これらの拠点を利便性の高い公共交通で結んだ、だれもが移動しやすく暮らしやすい「多核連携都市」の実現に取り組むとともに、自家用車から公共交通機関への転換や公共交通を補完する自転車の利活用を進めることなどにより、公共交通と自動車交通の最適な組合せ(ベストミックス)を構築していく必要があります。

また、地域の特性をいかした良好な景観の形成を推進し、水と緑、歴史と文化に育まれた熊本の魅力を更に高めていくとともに、すべての人々が安心して快適に暮らせるよう、安全で安心して利用できる道路や上下水道などのインフラの整備、市有建築物の安全対策の推進や良好な居住環境の形成、空き家対策にも取り組む必要があります。

良質な水道水の提供においては、安定した経営のもと、水道水の品質管理と水道水源の保全、水道施設の適切な維持管理に取り組むとともに、大規模災害発生時に備え、施設の耐震化や応急給水体制の強化などの強靱化が必要です。

汚水処理事業においては、快適な生活環境と公共用水域の水質を守るため、今後も未普及地区への公共下水道の整備や合併処理浄化槽²³の普及、高度処理施設の導入による公共用水域の水質改善を進めるとともに、老朽化した下水道施設については、安定した経営のもと、効率的な維持管理に努めるほか、大規模災害時における汚水処理機能の確保に必要な施設の耐震化や、迅速な初動体制の確立など災害対応力の強化が求められています。

関連する出来事

- 「熊本市立地適正化計画」の策定(平成 28 年(2016 年)4月策定、令和3年(2021 年)3月改定)
- 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」等の一部改正(一部令和 5 年(2023 年)7 月施行、10 月施行)
- 「熊本県新広域道路交通計画」の策定(令和3年(2021 年)6月)
- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部改正(令和5年(2023 年)12 月施行)
- 「熊本市公共施設等総合管理計画」の改定(令和4年(2022 年)3月)

ビジョンを実現するための施策

施策 7 - 1	持続可能で魅力的な都市づくり
施策 7 - 2	豊かな住生活の実現
施策 7 - 3	安全で持続可能な上下水道サービスの提供

²³ 合併処理浄化槽とは、し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯などに使用した水)を併せて処理する浄化槽のこと。

関連するビジョン

- このビジョンの実現においては、中心市街地の活性化や活発な経済活動を支える広域交通ネットワークの形成なども不可欠です。

(関連するビジョン)

ビジョン2 市民に愛され、世界に選ばれる、持続的な発展を実現するまち

施策 7-1

持続可能で魅力的な都市づくり

バランスとメリハリの利いた土地利用の下、災害に強く、良好な景観が形成された多核連携都市を実現します。また、良好な道路環境の実現と持続可能で利便性の高い公共交通体系の構築により、安全で快適な移動を実現するとともに、市有建築物の安全対策を推進します。

基本方針

(1) 都市機能の維持・確保と適正な土地利用の推進

- 中心市街地及び地域拠点都市機能誘導区域に設定し、日常生活に必要なサービス機能を維持・確保します。
- 都市機能誘導区域や利便性の高い公共交通軸沿線を居住誘導区域に設定し、一定の人口密度を維持します。
- メリハリのある土地利用を誘導し、自然災害に備えた都市づくりを進め、持続可能でだれもが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市を実現します。

(2) 良好な都市景観の形成

- 景観計画や屋外広告物条例に基づく適正な審査や誘導などを行います。
- 地域と協力して歴史的建造物の利活用や夜間景観向上に努めます。

(3) 持続可能で利便性の高い公共交通体系の構築

- 利用者のニーズに沿った公共交通ネットワークの構築や持続可能な運行体制の確保、これらを実現するための熊本の状況に合ったマネジメント体制の構築に取り組みます。
- 公共交通機関の定時性、速達性及び輸送力の向上に向けた機能強化や主要な乗換拠点での結節強化に取り組むなど、公共交通機関の利便性向上、利用環境の改善に取り組みます。
- 公共交通の利用促進に向けた行政・事業者などによる取組を進めるとともに、公共交通サービスを支える担い手としての住民等の意識啓発に取り組みます。

(4) 自転車利活用の推進

- 自転車ネットワークの構築や交通結節点における駐輪場の整備など、自転車利用環境の充実を図り、公共交通との結節性の向上に取り組みます。
- 自転車利用のルールやマナーの周知徹底を図り、自転車の安全利用の促進を図ります。

(5) 良好な道路環境の実現

- 「10分・20分構想」に基づく熊本都市圏における新たな高規格道路や熊本西環状道路など、広域道路ネットワークの早期実現に取り組みます。
- 都市計画道路の整備等による交通容量の拡大を計画的かつ効率的に進めます。
- すべての人々が安全で安心して利用できる道路空間を確保するため、歩道の整備や無電柱化を推進します。
- 老朽化の進む道路インフラの効率的かつ効果的なメンテナンスのため、新技術の積極的な活用や市民協働の取組などを検討します。
- 道路等のインフラの耐震化を行うとともに、幹線道路の多重化を行います。

(6) 市有建築物の安全対策の推進

- 市有建築物について、計画的な耐震化や安全・安心で利用しやすく環境に配慮した整備を行うとともに、計画的な保全による長寿命化に取り組みます。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
居住誘導区域内の人口密度(住民基本台帳ベース)	人 /ha	60.2	60.7	60.7
主要渋滞箇所数 ※再掲	箇所	175	165	159
渋滞時における自動車の平均走行速度 ※再掲	km/h	18.6	20	22
公共交通機関の年間利用者数 ※再掲	万人	4,561 (R4 年度)	5,101	5,412

施策 7-2 豊かな住生活の実現

生活様式や世帯構成の変化・多様化に対応しながら、防災・防犯上の心配が少ない、安心して暮らせる豊かな住生活を実現します。

基本方針

(1) 良好な居住環境の形成

- 住宅市場の動向や居住環境に対する市民ニーズを把握した上で、ニーズに沿った効果的な情報発信や、周辺環境を含めた良質な住宅の供給促進などに取り組みます。
- 地震対策に関する周知・啓発活動や補助制度による支援などの取組を行い、民間の住宅・建築物の耐震化を促進します。

(2) 総合的な空き家対策の推進

- 空き家の発生を抑制するとともに、空き家の流通や活用及び管理不全な空き家等の適正管理を促進するなど、地域や民間団体などと連携した「総合的な空き家対策による安全・安心な魅力ある住環境の実現」に取り組みます。

(3) 良好な市営住宅の供給

- 市営住宅は、立地している地域性や耐用年数、入居状況などを総合的に考慮し、用途廃止・集約建替・維持の分類分けにより、将来の管理戸数の適正化に取り組みます。
- 市営住宅の適切な計画修繕や入居管理などにより、入居者の良好な居住環境の推進に取り組みます。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
良好な居住環境が保たれていると感じる市民の割合	%	61.5	64.0	66.0
住まいの満足度(住んでいる住宅の満足度)	%	64.6	69.0	72.0

施策 7-3

安全で持続可能な上下水道サービスの提供

上下水道施設の適切な維持管理と計画的な整備を行うとともに、災害に強く、すべての市民が安心して利用できる上下水道サービスを提供します。

基本方針

(1) 水道水の品質管理と水道水源の保全

- 安全でおいしい水道水を供給するため、水源から給水栓までの水質を把握し、徹底した品質管理を行います。
- 恵まれた環境を守り、今後も継続して地下水を水道水源として利用していくため、地下水の量や質の保全に関する取組に参画していきます。

(2) 上下水道施設の適切な維持管理と計画的な整備

- 水道事業では、今後老朽化していく施設や管路を適正に維持管理し、適切な時期に更新するとともに、人口減少を見据えた施設の統廃合等に取り組みます。
- 下水道事業では、安定した経営を行うため、事業量の平準化を図るとともに、ストックマネジメントの考え方に基づいた計画的かつ効果的な点検調査・改築更新を実施し、効率的な維持管理を行います。

(3) 災害に強い上下水道の確立

- 頻発化・激甚化する自然災害に対して、優先順位を付けながら上下水道施設や上下水道管路の耐震化に取り組みます。
- 災害時体制の不断の見直しや定期的な災害対応訓練の実施などによって災害対応力を強化し、更なる強靱化を進めます。

(4) 良好な水環境の実現に向けた污水处理施設の整備

- 快適な生活環境と海や河川などの公共用水域の水質を維持していくため、公共下水道や合併処理浄化槽の普及などの污水处理対策を推進するとともに、高度処理施設の導入による処理水質の改善を図り、良好な水環境の実現を目指します。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
水道水の水質基準達成率 ²⁴	%	100 (R4年度)	100	100

²⁴ 水質基準達成率とは、水道法で定められた水質基準項目（51項目）の達成度合いを示すもので、水道水の水質が法令の基準を満たしているかを表すもの。

水の有効率 ²⁵	%	91.4 (R4 年度)	94.0	95.3
汚水処理人口普及率(汚水処理施設 ²⁶ による処理人口/行政区域内人口)	%	97.7 (R4 年度)	98.6	99.3
放流水の水質基準達成率 ²⁷	%	100 (R4 年度)	100	100

²⁵ 水の有効率とは、水道施設などから給水される水量がどれだけ有効に使われているかを示すもので、水道事業の経営効率性や配水管及び給水管の健全性を表すもの。

²⁶ 汚水処理施設とは、家庭や事業所から排出される汚水を処理する施設のこと、下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの総称。本市の場合、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽が対象。

²⁷ 放流水の水質基準達成率とは、下水道法令で定められた水質基準項目の達成度合いを示すもので、浄化センターからの放流水の水質が法令の基準を満たしているかを表すもの。

市民に信頼される市役所



◆ビジョン8がめざす姿と取組の方向性

市民に信頼される市役所の実現に向け、質の高い行政サービスを提供し続けます。
そのために、限られた行政資源を効果的・効率的に活用することで、行政サービスの質の向上に努めるとともに、将来にわたって持続可能な行財政運営を推進します。
また、多様化・複雑化する行政課題に対応するため、企画立案能力や課題解決能力の高い職員の育成に努めます。
さらに、市民の参画と協働を推進し、行政情報を広く発信しながら、市民の意見を政策に反映するとともに、行政情報の適切な管理、公開に取り組めます。
くわえて、近隣市町村をはじめ、政令指定都市や九州各都市、熊本県等と課題や目指すべき将来像を共有し、広域的な取組を強化します。

背景と課題

少子・高齢化や人口減少の進行、急速な勢いで変化する社会経済情勢への対応により、行財政運営の厳しさが増す中、質の高い行政サービスを提供し続けていくためには、行政資源を最大限に活用することで、行財政運営の在り方や仕事の仕組み、働き方の環境を柔軟に変えていくことが不可欠です。

そこで、事務事業の不断の見直しやデジタル技術の活用などによる業務効率化、公共施設等の資産総量の適正化を更に進めるとともに、自主財源の充実を図り持続可能な行財政基盤を確立する必要があります。

また、EBPM(証拠に基づいた政策立案)の推進等による企画立案の機能強化や文化芸術等これまでとは異なる視点からのアプローチによる課題解決の取組が必要です。

さらに、人材の育成と適正配置、事業の見直しによる効果的な事業展開や、効率的な執行体制の構築など、行政運営のマネジメント体制を強化していくことが求められています。

くわえて、市民の参画と協働により、市民のニーズに合った質の高い事業を展開していくとともに、市民共有の知的資源である公文書等を適正に保存・管理するこ

とで市民が必要とする公文書を正確かつ迅速に提供できる体制を整備するなど、市民に対して開かれた市役所となるための取組が必要です。

このほか、近隣市町村をはじめ、他の政令指定都市や九州各都市、熊本県等と課題や目指すべき将来像を共有するとともに、政令指定都市移行に伴い拡大した権限と財源を最大限にいかし、熊本県や熊本圏域をけん引し、全体の浮揚につなげるため、広域的な取組を強化していく必要があります。

ビジョンを実現するための施策

施策 8 - 1	行政サービスの質の向上と持続可能な行財政運営の推進
施策 8 - 2	開かれた市役所の実現
施策 8 - 3	市域を越えた広域的な連携の強化

施策 8-1

行政サービスの質の向上と持続可能な行財政運営の推進

限られた行政資源を効果的・効率的に活用するとともに、職員の企画立案能力等を向上させることにより、行政サービスの質の向上に努め、将来にわたって持続可能な行財政運営を行います。

基本方針

(1) 効果的かつ効率的な行財政運営の推進

- 限られた財源や人的資源などを有効活用します。
- DX の推進による行政サービスの質の向上を図ります。
- 公平公正で透明性の高い契約監理業務を執行します。

(2) マネジメント機能の強化

- 施策・事業の成果を検証し、常に改善を行いながら効果的に事業を展開します。
- 時代の変化や市民ニーズに的確に対応できる組織運営に努めます。

(3) 職員の能力向上と働き方改革

- 目指すべき職員像の実現に向けて、自ら課題を発見し、課題解決のための知識や技能の習得に努めながら、積極的に課題解決に取り組む職員を育成します。
- 職員満足度の高い組織体制を整備することにより、職員一人ひとりが、仕事へのやりがいを感じながら、持てる力を最大限発揮することで、より質の高い行政サービスの提供を行います。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
市政を信頼できると感じる市民の割合	%	51.8	58.0	63.0
財政力指数	—	0.69	現状値以上	現状値以上
目標年次に向けて順調に推移している総合計画の成果指標の割合(※1)	%	—	100	100
職員の市役所で働くことへの満足度スコア(※2)	—	3.56	3.70	3.80

※1 R9 年度の目標値は各指標の R9 年度目標値の達成状況を測るものとする。

※2 5 段階評価の平均値

施策 8-2 開かれた市役所の実現

市民が市政について知る機会が充実し、多様な市民が市政に参画し、意見が政策に反映される開かれた市役所を実現します。

基本方針

(1) 市民の参画と協働の推進

- 各種施策の策定や事業の実施において、市民参画・協働による取組を推進します。
- 未成年者や高齢者、外国人、障がいのある人など多様な市民が市政に参画できるよう、様々な媒体や手段により、市民への情報発信及び市民からの意見聴取の機会を設けます。

(2) 公文書等の適切な管理と活用

- 公文書管理条例に基づき公文書を適正に管理し、歴史的に重要な文書を確実に後世に残すとともに、公文書の活用を推進します。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
市民参画・協働による事業の割合	%	36.4 (R4年度)	39.0	42.0
市政に関する必要な情報を入手できていると感じる市民の割合	%	36.3	50.0	80.0

施策 8-3 市域を越えた広域的な連携の強化

政令指定都市及び熊本連携中枢都市圏の連携中枢都市としての役割を果たしながら、他の市町村等との連携を更に強化し、広域的な課題を解決します。

基本方針

(1) 連携中枢都市圏の連携強化

- 熊本連携中枢都市圏の市町村との連携強化を図るとともに、連携中枢都市としてリーダーシップを発揮し、近隣市町村の自主性を尊重しながら熊本連携中枢都市圏としての取組を拡大します。

(2) 他の政令指定都市等との連携強化

- 指定都市市長会議をはじめとする他の政令指定都市等との連携を強化し、他都市と共通する社会課題の解決や、国への提言などにおける協働を推進します。

(3) 県市連携の強化

- 県との連携を更に強化し、熊本県域の発展をけん引していきます。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
熊本連携中枢都市圏人口の転入超過数 (前年10月～当年9月)	人	4,771	2,000	2,000
熊本連携中枢都市圏の所得割の納税義務者一人当たりの課税対象所得(市町村 民税)	千円	3,146 (R4年度)	3,398	3,613

VI 区における自主自立のまちづくり

1 めざすまちづくり

少子・高齢化や人口減少が進行する中、持続的な地域社会を維持するためには、あらゆる住民がつながり、お互いが助け合い、支え合う住民主体の地域コミュニティがより重要となっています。

そのために、住民に最も身近な行政機関である区役所は、区長と住民との直接対話の場を持つほか、各区のまちづくりセンターに配置する地域担当職員が中心となって積極的に地域に飛び込み、地域の実情や多様なニーズの把握に努めます。

そして、住民、事業者等の多様な主体と事業担当部局間の連携を図りながら、地域に寄り添い、地域と一緒に課題の解決に取り組むなど、住民自らの創意工夫による自主自立のまちづくりを支援します。

2 まちづくり支援の方針

次に掲げる方針に基づき、取組を進めます。

- (1) 地域の魅力をいかした特色あるまちづくりを推進します。
- (2) 住民同士がつながり、支え合える環境づくりと、地域で活動する個人・団体、多様な主体の連携を促進します。
- (3) 住民が地域活動に参加しやすく、また、生きがいを持てるような仕組みを作ります。
- (4) デジタル技術を活用することで、地域の課題解決や魅力向上を図り、暮らしやすく、持続可能なまちづくりを推進します。

3 各区の特性

1 中央区

新たな出会いと未来創造の都会
～つながる、中央区。～



(1) 地理的特徴

本市の中央に位置し、他の4区に囲まれた地域で、一級河川の白川が区の北東から南西に流れています。

(2) 区の特徴

市役所本庁舎や県庁、西日本有数の繁華街を有する熊本の中心地で、ほぼ区の全域が市街地となっています。

一方で、熊本のシンボルである熊本城の下、風情・人情ある城下町の面影を残しているほか、立田山の豊かな緑、水前寺成趣園や江津湖などの湧水といった自然にも恵まれています。

(3) 人口

5区の中で人口密度が最も高く、人口の減少は見られないものの、65歳以上の割合が増加傾向にあり、少子・高齢化が進行しつつあります。

また、大学等の高等教育機関、多くの高等学校や企業なども立地していることから、他区からの通勤・通学者、買い物客が多く、昼夜の人口差が大きいという特徴があります。

(4) 課題・展望

本市内のマンションの3分の2近くが中央区に存在し、マンション居住世帯数の割合が極めて高いことや、在住外国人が他区に比べ比較的多いことなど、地域に暮らす人々の価値観やライフスタイルが多様化していることを踏まえると、複雑化した地域課題に対応した新たな地域コミュニティの構築が求められています。

2 東区

自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区



(1) 地理的特徴

区域内には国道 57 号（通称東バイパス）や一般県道熊本空港線（通称国体道路）などの主要幹線道路が走り、熊本インターチェンジがあるほか、益城熊本空港インターチェンジや熊本空港が立地する益城町や菊陽町と隣接しています。

(2) 区の特徴

商業施設や医療機関、学校や福祉施設なども多く都会の姿を見せる一方で、北には託麻三山や運動公園、南には動植物園があり、その周囲に江津湖が広がるなど、都市の利便性と自然とが調和する住環境に優れた地域で、特に江津湖をはじめとした東区の自然は、身近で緑を感じられる憩いの場として市民に広く親しまれています。また、熊本地震の被害が大きかった東区では、地域団体が主体となり防災に関する取組が活発に行われています。

(3) 人口

人口は 5 区の中で最も多く 10 年前と比較してほぼ横ばいです。0～64 歳の人口割合は他区より比較的高い状況ですが、過去 10 年間の 65 歳以上の増加率は他区と比べ高くなっています。

(4) 課題・展望

高齢化等の影響による地域団体の担い手不足や地域活動への参加者減少など様々な課題解決に向けて、地域貢献に積極的な事業者等が多いことなどをいかし、区役所と住民、事業者などが協働してまちづくりを進めていきます。

3 西区

金峰望む 華のあるまち西区



(1) 地理的特徴

西区の中央部から北部にかけて金峰山系の山地があり、南部に平野部が広がっています。平野部には阿蘇山を源とする白川や北区を源とする坪井川・井芹川が貫流し、日本最大級の干潟を有する有明海に注いでいます。

(2) 区の特徴

豊かな自然とその恵みにより、熊本ブランドであるみかんやノリなど農水産業が盛んであるとともに、歴史的遺産も数多く、祭りや神楽などの伝統文化が地域住民により継承されています。

また、人や物の交流拠点である駅や港、市民の台所である田崎市場などを有しています。

(3) 人口

人口、世帯数ともに5区の中で最も少なく、高齢化率は令和5年(2023年)4月現在で、5区で最も高くなっています。

しかし、再開発の進む熊本駅周辺では、人口が増加し、高齢化率も減少傾向にあります。

(4) 課題・展望

地理的特徴や都市構造の違いから、「金峰山系」「有明海沿岸」「上熊本周辺」「熊本駅周辺」「西部」の5つのエリア毎に課題を整理し、地域の実情に応じたまちづくりに取り組むことで、それぞれの地域力を高めていきます。

4 南区

～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～
いきいき暮らしのまち 南区



(1) 地理的特徴

区域内の大部分が水田からなる農業の盛んな地域で、加勢川、緑川が東西に貫流し、くわえて白川や天明新川、浜戸川など多くの河川が区内を流れています。

(2) 区の特徴

四季を彩るのどかな田園風景を望み、なす・トマト・ノリ・ハマグリなどの豊かな農水産物、アクアドームなど健康づくりの拠点となるスポーツ施設、富合・城南工業団地、熊本流通業務団地及び新幹線熊本総合車両所など熊本の製造業・運輸業の拠点、国・県・市の指定文化財や史跡などの歴史的資源、身近に親しむことのできる山・川・海の自然など、多くの“たからもの”があります。

(3) 人口

近年の宅地開発の進展に伴い、平成 24 年（2012 年）からの人口増加率が 5 区の中で最も高くなっており、年齢別人口比率の推移について平成 24 年（2012 年）と比較すると、15～64 歳の生産年齢人口の減少、65 歳以上の老年人口の増加は他の 4 区と共通していますが、14 歳以下の年少人口については唯一増加している区となります。

(4) 課題・展望

区域内における人口増加地域と減少地域の二極化、慢性的な交通渋滞や利便性の低い地域公共交通、町内自治会・農漁業・文化活動などあらゆる分野の担い手育成などの地域課題解決に取り組み、地域の特性に応じた魅力あるまちづくりを目指します。

5 北区

ず〜っと住みたい“わがまち北区”
～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～



(1) 地理的特徴

北区は、5区の中で最も広大な面積を有するとともに、本市の北部に位置し、山鹿市、菊池市、合志市、玉東町、菊陽町に隣接しています。

(2) 区の特徴

区域内には、多くの河川や阿蘇山系の伏流水が湧き出す八景水谷水源等の湧水、金峰山系や立田山等の森林などがあり、自然環境が豊かな地域です。

また、米や野菜、花きや果樹、養豚などの多様な農畜産業が展開されており、特にすいかやメロンなどは地域の特産品として広く愛されています。

さらに、田原坂や武蔵塚などの歴史的な文化遺産や植木温泉等の観光資源も存在します。

(3) 人口

年齢別人口をこの10年間で見ると、0～64歳の人口が減少して65歳以上の人口が増え、少子・高齢化が進行するとともに、自然減・社会減により人口減少も進んでいます。

(4) 課題・展望

隣接する菊陽町に、世界最大の半導体企業が進出したことで、今後、人口増加と地域経済の活性化が期待されます。これを好機と捉えて、各地域の良さを引き出すことで区全体の交流や区民と区役所の協働を更に促し、区民満足度の高い魅力あるまちづくりを進めていきます。